

平成29年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年9月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年9月11日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	公文 博章
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	廣田 郁雄
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長補佐	戸田 郁	病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

成 2 9 年 9 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 2 9 年 9 月 1 1 日 午前 9 時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も 3 点、一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

質問に入ります前に、一言申し上げたいと思います。この 9 月の定例会が、私ども議員にとってはこの任期において最後の定例会になりまして、私も最後のこの任期の質問となります。この 4 年間、定例会ごとにこの質問の席に立たせていただきまして、子育て支援、防災対策、観光行政など、さまざまなテーマについて、御質問させていただきました。町長を初め、各課長の皆さんとも真剣に議論をさせていただきました。答弁もいただいたところでございます。

私ども議員、また町長も含めて改選の時期を迎えますので、まだその先はわかりませんが、まだ任期途中でございますので、最後まで本町のためにしっかりと仕事をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。1 点目に、夜間中学の設置推進についてお伺いをいたします。

これまで、佐川町の教育行政、学校教育、そういったものの取り組みについて、いくつか提案をさせていただいてまいりました。例えば、持続発展教育の学校現場への普及促進のためのユネスコ・スクールへの参加、また小中学校での聴講生制度の取り組み、また子ども議会の開催など、でございます。

そういった提案をさせていただく、私の根幹にある考え方に、この文教のまち佐川、佐川町に、名に恥じない、そして文教のまちとしてある意味、ほかの町の追随を許さないほど佐川町独自の教育に対しての姿勢、取り組み、そういったものをぜひ行っていくべきだというのがございます。

さすがは文教のまち佐川だと、こう言わしめる教育行政というも

のを確立をするべきではないかというふうに思っております。そしてそのためには、町長を初め教育にかかわる職員の皆さんの、この教育のまち佐川町に対する情熱と力が不可欠ではないかと思っております。

今回質問いたしますこの夜間中学の設置についても、どの自治体でも取り組みが進んでいくといった性格のものではないのではないかと思っております。だからこそ、本町においてこの取り組みというものを真剣に検討していこうとするその姿勢が大事な点ではないかと思います。そういった点を踏まえた上で質問に入らせていただきます。

この夜間中学は、さまざまな理由により義務教育未修了のまま学齢を超過した方々の就学機会の確保に重要な役割を担っており、国におきましては、子供の貧困対策に関する大綱が平成 26 年 8 月 26 日に閣議決定をされております。その内容は、義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進するというものであります。これを受けまして、政府としては、全都道府県に少なくとも 1 つの夜間中学の設置を目指して積極的な動きを進めてきたと認識をしております。

昨年 12 月に公布されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の動向等を踏まえ、教育委員会のお考えをお伺いをしていきたいと思っております。

まず初めに、さまざまな事情によりこの義務教育というものを修了できなかった方々の中には、戦後の混乱期の中で教育を受けるにも受けられなかった方、あるいは親の虐待によって、学齢にもかかわらず居どころ不明となって学校に通えなかった方々、また無戸籍などの特別な事情で学校に就学させてもらえなかった方々も含まれていると言われております。こうした方々が、もう一度学びたいと希望する場合のこの教育を受ける機会の確保、この点について教育委員会としてどのように考えておられるのか、まずこの点についてお伺いしたいと思っております。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど松浦議員さんがおっしゃいましたように、国は義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律を昨年 12 月に制定しております。その中で、国は、少

なくともその法律を受けて、全国に、いわゆる夜間中学を設置していない全国の都道府県に、少なくとも1校は設置するという方向を打ち出しております。その方向を受けて、市町村立学校だけでなく都道府県立学校も、いわゆる教職員の給与負担の対象とするというなことで、拡大をしてきております。

私どもとしましては、やはり国のそういった方向は、やはり教育の機会均等、そういうものが根幹にあると。そういった点につきましては、国の法律をしっかりと受けとめて、佐川町において今後どういったことができるのかは検討していく、考えていく必要があるというふうには考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

今、教育長からもお話がありましたが、今、高知県には1校、高知市内にこの夜間中学がありますが、できる限り、最低でも1校ということでございますので、教育の機会均等と今言われた意味からいけば、できるところは設置をしていければというふうに思います。

これは平成22年の国勢調査ですが、これによりますと高知県には、これ多分小学校を修了していない未就学者ではないかと思いますが、1,016人存在をしております。これが中学校まで含めると、さらに増えるんじゃないかというふうに思うんですが。またこの夜間中学は、不登校等のためにほとんど学校に通えないまま、学校の教育的配慮により中学校を卒業したいいわゆる形式卒業者、そういった方に学び直す機会を提供していくことも期待をされております。

そういった点から見ましても、本町においてもこの夜間中学を設置をする、そういったニーズは存在するのではないかというふうに考えますが、この本町の未就学者数、また形式卒業者数の現状など、教育委員会の御認識をお伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど松浦議員がおっしゃいましたように、平成22年の国勢調査では、高知県で1,016人という数字が出ております。その中で、佐川町の未就学者数としましては14名となっております。なお、これはあくまでも小学校中途退学、あるいは小学校を卒業していない、という人数でございます、それ以外のものを含めると、もっと出てくるというふうには考えております。

それから、高知市で、朝倉のほうで夜間中学というのがあるんですが、これはあくまでも履修的な夜間中学でございます、国が求

めておりますのは公立夜間中学校、これを少なくとも全国の各都道府県に1校設置せよと、そういう趣旨の方針を掲げておりますので、やはり、高知県全体でどうするのか、やっぱり県教委がまず関係市町村を含めて、そういった公立の夜間中学校を高知県の中でどのようにやっていくのかを話し合う場、そういったものをまず設けるべきではないかというふうに考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

形式卒業者数等はわかりませんか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。いわゆる、毎年、不登校の子供たちの数を調査しております。近年、増えてきてる状況にあるんですが、ここ4～5年の状況を見てみますと、大体10人から、直近では15人ぐらい。これが毎年佐川町の不登校ということで、その不登校の定義というのはあくまでも年間の授業の欠席日数が30日以上。ですので、中にはほぼ学校に来れないという状況もありますが、30日を若干超えた人数も含まれておりますので、どれをもって判断をするのか、そこは少し難しいところですが、あくまでも不登校という定義の中でいけば、ここ4～5年の間は佐川町内で10人前後の不登校が生じておるというなことは、これが、いわゆる国の言う、公立夜間中学校で学び直す機会の対象になる人数ではないかというふうに思っております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

先ほども申し上げましたが、昨年、教育長からも言われましたが、この法律、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保、この関する法律が公布されておまして、この法律の条文では「地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」とされておまして、夜間中学の設置など、未就学者の就学機会の確保のための措置を行うことを全ての自治体に義務づける、そういう内容が盛り込まれております。

またこの法案が提出をされる以前より文部科学大臣は国会答弁においても、この各都道府県に少なくとも1つの夜間中学の設置を目指すという方針を述べているところでございます。

また、この法律の中の第15条には、都道府県及び都道府県内の市町村は、夜間中学の設置等に関する協議を行う協議会を組織するこ

とができるとされております。先ほど教育長からも、県との関係のお話がありましたが、まずは本町においてもこの協議会を組織をしまして、夜間中学の設置に向けた検討を行うべきではないかと考えます。県にも呼びかけるといえるか、ある意味佐川町が先導役になる位置づけになれるような取り組みをして連携をとるなど、そういったことを今後行っていったらどうかと考えておりますが、この点について伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど松浦議員がおっしゃいましたように 15 条で、そういった都道府県と関係市町村で協議会を設置することができるというふうになっております。まずは、この協議会を設置することが、夜間中学設置の一步ではないかと考えております。ただこれはあくまでも県が主導で設置されるべきものだと考えております。

先ほど高知県内で 1,016 人という未就学者数の数が出ましたが、その中で圧倒的に多いのが高知市でございます。あと、ほかの市町村も結構、もう 2 桁近い人数の未就学者もおります。やはりそういったところに対して、基本的に県のほうから、こういった組織をつくって検討していこうという呼びかけがまず必要ではないかと。また私どもからすれば、そういったことを県教委に今後話をしていきたいと思っております。

お隣の徳島県におきましては、徳島県が既にそういった協議会を立ち上げておるというふうにもお聞きしております。また、国は、こういった、いわゆる夜間中学未設置の都道府県に対しまして、夜間中学を今後設置するに当たって、研究を行う委託事業を構えておりまして、中四国で見えますと、徳島県は平成 28 年度、そういった国の委託事業を受けて研究をしておりますし、また山口県であったり岡山県等々、全国で 10 を超える県が、夜間中学未設置の県が国の委託事業を受けて具体的な検討を進めております。

やはり、私ども市町村は、人員スタッフ脆弱でございますので、まずは人員スタッフがしっかりしておる県に音頭を取っていただいて、そういった取り組みを進めるべきではないかと考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

この法律では、県が主体であるとか市町村が主体であるとかいう

ことは書かれてないわけですね。設置をするのはあくまで市町村。佐川町なら佐川町が夜間中学を設置をするわけで、教育長が言われているその県、当然、県が学校の先生等の、教師の来ていただく環境もありますから、当然、県に中心になっていただくのは当然でございますが、ある意味町村が、うちの町で夜間中学を設置をしたいと、だから早く、県として旗振りをしてもらいたいというふうに働きかけるということは、当然あっておかしくない話だと、私が先ほどこから言ってるのはそういう意味でございます。

そして、その未就学者数の数にかかわらず、先ほど 14 名、この 1,016 人に対して 14 名ですが、中学校、また先ほどの形式卒業者数また中学校の未就学者を含めると、多分数百名といいますか、そういった数になってくるのではないかというふうに思います。

その意味でいえば、冒頭に申し上げましたが、この文教のまち、文化、教育、そういったことをかざしている我が佐川町で、まずはこの佐川町がそういったことにどこよりも先に手を上げて取り組んでいくと、佐川町は教育の町なんだと、今の在学生だけではなくて全ての人たちにそういった機会を設ける、そういった町、我が町はそういった町なんだということを、やっぱり教育委員会としてそういう考え方を、冒頭に言いましたが、検討していこうという姿勢であるとか、そういったものを私は持ってもらいたいというふうに思います。

先ほど教育長から言われた答弁は、多少想定は今までの答弁から、これまでのさまざまな、私の質問だけではなくていろんな議員さんの質問に対する答弁から想定はできる、さまざまな環境、状況、他町村の数字、そういったことで言われるのではないかとも思っておりますが、そうではなくて本町としてどうしたいのか、佐川町として、この教育という中でのこの例えば夜間中学であれば、それを本町としてどういう考え方で取り組むのかということが、私は先にくるべきだと思います。

その中で、我が町としてはやりたいんだと。やりたいから、県、もっとやってくださいよという姿勢が必要ではないかということ、先ほど私が言ったのはそういう意味でございますので、ぜひ、そういう視点に立っていただきたいと思います。

この義務教育を修了していない方々の中には、高齢者の方も多くございますし、この失われた学習機会を取り戻す、そういうことの

ためには一刻も早い対応が必要だと思います。余り、周りの状況、県の動向、そういったことを踏まえているうちに、どんどんどんどんその機会を失う方も一人二人と増えてくる状況にあると思います。

また、この文部科学省によれば、昨年の4月には45名の形式卒業者が夜間中学に入学をしたと聞いております。本町においても、この十分な教育を受けられないまま中学を卒業した方など、そうした方々の学び直しを希望する方も、私は一定数おられるのではないかとというふうに思います。本町でも、今回のこの法律の趣旨というものをしっかりと踏まえていただいて、この夜間中学開校に向けた準備、この夜間中学開校をしっかりと検討するということを進めるべきではないかと考えておりますが、再度、御答弁いただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。おっしゃるとおり夜間中学校は、これは課題として捉えなければならないのは当然だと思っております。ただ、やはり教育行政の中で、今の佐川町の教育委員会の人員体制の中で、やはりできることには当然限りがございます。そういった中で、いろんな施策等々やってきております。そういった現体制の中で、直ちにこれを具体的に検討して、しっかりした夜間中学校のものにするということは、少し困難な状況であると考えております。

例えば、具体的に検討しなければならないことはさまざまございます。入学要件、学級編成、教育課程、教材、そういったものをどうするのか、それから夜間だけで一定の授業時数が確保できるのか、また評価方法、それから教員の配置、あるいは教員の勤務形態等々、やはり、こういったもの、これは佐川町に限らず全国レベルの話になってきますので、まずはこういった内容を具体的に検討する、そういった協議会をまず県レベルで立ち上げていただいて、そしてそれに佐川町も参加させていただいて、そういった課題を検討していった具体的な取り組みにつなげていくと、いうことが必要ではないかと思っております。

おっしゃいますとおり文教のまち佐川でございますので、私どもとしましては、県教委に、先ほど議員のおっしゃられました趣旨を踏まえて、協議会の立ち上げについて佐川町も参加したいので、ぜひとも早期の立ち上げをという要請はしてまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

今、教育長がおっしゃったように、これを設置するにはさまざまな要件や環境整備、当然必要になると思います。当然、簡単にできるものではない。ただ私が先ほどから言ってるのは、当然それに伴う人員の、教育委員会のその人員数、職員数、そういったことはあるでしょうが、佐川町の教育委員会として、文教のまち佐川の教育を考えたときに、これを我が町としてはやるべきなのかどうなのかという判断を、まずは私はするべきだと思います。

その上で、こういうネックがある、こういう越えなければならぬハードルがある、それをどうしていくか。それをしっかり、例えば町長部局、町長と折衝する県へ逆にこちらから働きかける、そういう姿勢がほかの町ではなく佐川町、この文教のまちであるからこそそういう姿勢を私はとってもらいたいと。

それは、今までのいろんなこの学校教育にかかわること等の、これまでのいろんな教育委員会の姿勢から考えて、ぜひそういうふうさらに転換をしていてもらいたい。その1つとして、少しハードルが高いかもわかりませんが、この夜間中学というものを私は今回質問をしました。

先に、できない理由を並べるのではなくて、やろうとするのかどうかというのを決めて、やるためには何をしなければならないかという視点でまず取り組んでいただきたいと思います。

佐川町として、教育長が、我が町としてこの夜間中学は積極的にそんなにやろうとは思っておりませんと、しっかり検討した上で、逆にそういったふうにはっきり言っていたいただいたほうが、答えとしては私はすっきりしていると思います。

ただ、状況から考えて、この法律も施行されてますし、教育の機会均等ということを考えても、そういう答えにはならない。ならないのであれば、本町としてどうするかということ、何度も言って申しわけないですが、県がどうとかっていうことではなくて、佐川町の姿勢をしっかりと教育委員会として腹を決めて、決めていただきたいというふうに思いますので、これ以上は言いませんが、しっかりと検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

少子化対策についてお伺いをいたします。

本日は、この対策の1つとして、不育症治療費の助成事業についてお伺いをいたします。この取り組みにつきまして、今までにも2度お伺いをしております。前回までは、不妊治療費の助成事業とあわせてお聞きをしておりましたが、不妊治療費の助成事業につきましては、現在取り組んでいただいているところでございます。

以前、少子化対策について質問をした折に、少子化対策の目的は端的に言って何だとお考えでしょうかということをお聞きをしたことがございます。私は、この少子化対策の目的は、単純明快に言えば、子供を増やす、その1点につきると思っております。そしてその子供を増やすためにありとあらゆる手立てを行うことが少子化対策だと思っております。

今回質問いたします不育症治療費への公費助成は、言うまでもなく子供を産むことに直接つながる支援であります。少子化対策を進めるための支援は、例えば、その中の子育て支援策などを見ても、子供を産み育てやすい環境をつくるために、子供が生まれた後の支援がほとんどであります。これも何度も私も言ってきたことでありますが、言い方を変えれば、子供がいて成り立つ支援と言えます。まずその子供を産める環境にすることへの支援こそが最優先ではないかと。

今、この国の方向性も、生まれてからの支援だけではなくて、安心して子供を産める環境をどうすればつくることができるのか、そういった部分にシフトをしてきております。

その1つが、本町でも検討していただいております子育て世代包括支援センターであり、産後ケア事業等であります。そういった意味からも、この不育症治療費への助成事業も大事な取り組みの1つと言えらると思います。

この不育症は、妊娠しない不妊症と異なり、妊娠はするけれども、流産や死産を2回以上繰り返し、結果として子供が持てないというものでございまして、厚生労働省の研究班では、2回連続した流産・死産があれば不育症と診断すると定義をしております。厚生労働省によれば、不育症は年間3万人が発症し、原因は、胎児の染色体異常や胎盤の血液が固まって流れにくくなる抗リン脂質抗体症候群というものなどが挙げられておりますが、原因がわからない場合も多いと言われております。

この不育症は、不妊症と比べますと、まだまだ社会的に知られて

いないというのが実情でありまして、病気の性質上なかなかほかの人に相談できずに精神的に孤立をしてしまったり、適切な治療に結びつく情報を得られないで苦しむ女性も少なくないと言われております。

厚労省によれば、政府の後押しもあり、都道府県、政令市、中核市のうち、この不育症の相談窓口を設けている自治体は、12年度は49だったのに対し2016年度には61まで拡大をし、治療費への助成事業を実施する自治体も着実に増えてきており、近隣では、お隣の日高村が数年前より実施をしております。

少し具体的な点に話を移したいと思います。1978年にこの日本で初めて不育症専門外来を開設をした専門医で、現在は静岡県小山町において富士小山病院の院長を務める牧野恒久氏の話によりますと、年間30万件ある自然流産のうち、治療対象となる患者に不育症治療を施せば、年間約5万3千人の赤ちゃんが救えることができ、この数字は体外受精で生まれる子供の数より多いということでございます。

またこの医師によりますと、不育症治療は、晩産晩婚時代の少子化対策の盲点というふうにも言われております。この牧野先生によりますと、流産や死産などを繰り返す不育症患者数は全国で15から20万人、適切な検査や治療をすれば、8割以上が出産できるということですが、この不育症が病気であることを知らずに悩んでいる、知っていても高額な検査・治療代がネックになって病院に行かないと、そういったケースが少なくないと言われております。

この小山町におきましても、ことしの6月から治療費の助成がスタートしております。1年につき1回の検査・治療を対象に、20万円を上限として費用の7割を通算5回まで助成をしております。中でも、この牧野先生が全国に誇っていいと高く評価をするのは、助成対象者の年齢制限と所得制限を設けていないことでございます。特に、年齢制限については、これは不妊症と通じますが、各自治体が43歳未満にしておりまして、医療現場では42歳での治療費助成打ち切りというものが残酷な線引きの年齢になっており、小山町の決断に感謝したいと言われております。

以上の点を踏まえた上で、ぜひ本町におきましても、この不育症の治療費の助成というものを行って、少しでも子供が増えていく、そういった環境にしていいただければと思っておりますが、お考えを

お伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。松浦議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり不育症とは、妊娠はするけれども流産・死産や新生児死亡などを繰り返すことを不育症と言います。妊娠の5%程度だと言われております。不育症の原因につきましては、リスク検査がありまして、この検査はですね、夫婦の染色体の検査、糖尿病、甲状腺機能等のホルモン検査、凝固因子検査などがあります。不育症の治療については、検査で見つかったリスク因子について治療することで、先ほど言われましたように、最終的には80%ぐらいが出産に至るという報告もされております。高知県内の不育症の治療ができる病院についても、4病院あります。

県下の助成の制度の状況なんですが、3年前より日高村が実施しております。対象となります医療としましては、保険適用外の不育症の検査及び治療。助成額につきましては、保険適用外の検査治療に要した費用の2分の1で、1治療機関及び1年度に30万というふうになっております。

町のほうの考え方なんですが、今後の取り組みなんですが、第5次佐川町総合計画の施策の15で、安心して子どもを産める環境づくりということですので、平成29年度末までにどのようにするか決めたいというふうに考えております。以上です。

6番（松浦隆起君）

その、どのようにするかという検討は、これをやるかやらないかの検討なのか、やるとした上でどういった助成内容にするかという検討なのか、そこをお答えいただけますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

先ほどの質問はですね、どちらの検討かという質問なんですが、両方を含めてですね、検討させていただきたいというふうには考えております。

6番（松浦隆起君）

ごめんなさい、何度も聞きますが。両方含めていうのは、そして、やらない場合もある、やるかもしれない、そういう検討ですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

先ほどお答えしましたように、第5次佐川町総合計画のほうでですね、安心して子どもを産める環境づくりというのをうたっていま

すので、健康福祉課としてはですね、前向きには考えております。
以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。これ以上は少し答えにくいかも知らないような
感じを受けましたので、いいほうに取らせていただいて、ぜひ検討
していただきたいと思います。

もう1点、大事な点は、この町民の皆さんの不育症への認識を高
める、それから関心を高める、とともに、この助成事業を、例えば
スタートしていただいた場合、そういったことを周知をしていくと
いうことが重要であるという点でございます。

先ほども申し上げましたが、この不育症については、まだまだ一
般的な認知度が低い現状がございます。例えば、高北病院など町内
の病院やかわけみなどでこういった不育症に対するものについての
資料の配布、また町のホームページや広報での情報提供などを実施
をして、広く町民の方に知ってもらおうということも大事な視点だと
思っております。

まだまだ知られていないために、その自分の状況が、自分自身が
この不育症というものである、そういう症という病気なんだという
ことに気づかれていない、自覚がない、そういった方もおられるこ
とも十分考えられると思います。

そういった意味からも、先ほど申し上げましたような周知の方法、
これはまず助成事業を始める始めないの前段としても、こういった
不育症というものがございますよと、もし、そういう心当たりがあ
れば、しっかりと病院に行っていただきたいというようなことを、
ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますが、この点につ
いて、お伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

議員おっしゃるとおりですね、病気ということを知っていない方
も多々あるかと思います。そういった方のためにですね、うちの
ほうでできる広報等を通じてですね、また周知、こういった場合は
病院にかかってくださいというような周知をしていきたいという
に考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

ぜひ、できるだけ目につくような形で、また定期的に何度か、1
回だけではなくて行っていただければと思います。大事なことは、

助成事業を今回御質問いたしました、要はそういった不育症という状況にある方が、それを治療していただいて望むべきその子供さんが生まれる、そのことが本来は一番大事な点であります。

そこに進むために、1つそういった助成事業があれば、経済的負担も軽減され、そしたらということに少しでもなるのではないかとということでございますので、その点とは別に不育症というものはどういうものなんですよということを、広く皆さんに知っていただいて、「あ、もしかしたら私はそうかもしれない」ということの気づきになれるような広報の仕方をお願いをできればと思います。

冒頭にも申し上げましたが、まずは子供たちを安心して産める環境を整える。行政として、それをできる限りサポートしていくということが、今求められているときだと思っておりますので、今行っていくことは、未来の佐川町をつくる、そういう大事な事業だと思っておりますので、ぜひ、積極的に検討していただいて、いい結果を出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3点目に、また同じく課長に質問になるんですが。ヘルプカードの導入についてお伺いをいたします。

この取り組みにつきましても、26年の3月定例会において御質問させていただいております。そのときの担当課長の答弁では、あわせて提案をしておりました緊急時の安心カードも含めて、26年度内に検討をするという答弁をいただいております。しかし、その後フィードバックもございませんでしたし、どういった結果になっているのかということもありませんでしたので、再度御質問をさせていただきます。

前回も申し上げましたので、要点だけ申し上げますが、このヘルプカードは、障害や難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておいて、緊急時や災害時などの困った際に提示をして、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものであります。障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先などをあらかじめカードに記入をするもので、本人が持ち歩くことで、緊急・災害時に、周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があると言われております。

このヘルプカードは、東京都が平成24年10月に標準様式を定めるところからスタートをしております、その後都内だけではなく全国に広まったものであります。

前回にも申し上げましたが、東京都がこういった取り組みに発展をしていったそのきっかけは、自閉症などの障害児を持つお母さんたちからの訴えでありました。この我が子の子供たちが、やがて一人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇をしても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような町にしてもらいたいとそういった願いからでございました。

東日本大震災が発生したときに、首都圏では約 350 万人の帰宅困難者が発生をし、その中に、障害者など支援を必要としていた人が、周囲に気づいてもらえずに大変な思いをした人が少なからずおられたということをお聞きをしました。この障害と言いましても、身体、また知的、精神、発達障害、内部障害など、多種多様であります。なかなか周囲の人に気づいてもらえないことも多くあるのではないかと思います。そういった方たちを支援するためにも、これは非常に大事な取り組みではないかと思っております。

東京都から始まったこの取り組みも、ことしの 3 月時点におきまして、都内では 52 市区町村、東京都外でも少なくとも 18 道府県の 44 市町へと広がっているということをお聞きをしました。また政府も、このヘルプカードにつきましたこの白い十字のヘルプマーク、このヘルプマークをことしの 7 月から、国内規格 JIS に追加をする方針を公表をし、一層の普及を図る考えを示しております。

その意味からも、ぜひ、今回はこのヘルプカードを作成をし、取り組んでいただきたいと思っておりますが、以上を踏まえまして、お考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。議員のおっしゃるヘルプカードですが、東京都が考案し、平成 24 年からですね配布を開始してます。私のほうは 28 年の段階でちょっと調べてるんですが、28 年度段階でですね、7 都府県で導入して、導入の都府県内の市町村に広がってます。また、単独でですね導入している市、町が 5 市町あります。目的については、先ほど議員さんおっしゃったとおりですね、障害者が災害時とか日常生活の中で困ったときに、掲示することで必要な支援や配慮を周囲に求めるためのカードということです。特に、聴覚障害者とか内部障害者、知的障害者など、一見障害者とわからない人に特に有効ということになっております。

町のほうの今後の取り組みとしましては、ヘルプカード、先ほど

言いましたように平成 28 年度です、7 都府県で導入して、導入した都府県内からですね、都府県内の市町村に広がっているということです。近隣の県で言いますと、徳島県が導入されて、平成 29 年の 5 月より県の施設に加えて県内の 24 全市町村で配布をします。

高知県においてはまだ導入されてませんが、今後ですね、県の意向なんかを確認して、佐川町としてどのような方法で導入するか検討したいと思っています。これについてもですね、平成 29 年の末までに、検討をして決めたいというふうに考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今、るる、課長から答弁いただきましたが、これは、今、先ほど教育委員会でも言いましたが、今、課長も県の動向と言われましたが、多くの町が取り組むことで、いろんなところに行っても、それが広がっているという意味では、県というものも当然必要だと思います。

ただ、先ほど言いましたように、国内規格になり、それがだんだんと周知をされていく。そして町内だけではなくて、それを持たれた方が例えば町外また県外、東京、行ったときには当然、皆さん知っておられるわけで、このヘルプカードというものは、その町がつくろうとする、これをつくろうと思うか思わないかで、それで進めることが私はできると思います。

前回、つくるという方向まではいかなかったかも知れませんが、そのことも踏まえて、先ほど言いました安心カード、機能も備えたもので一度どうするかを検討するという事でいただいておりますので、さらにまた検討するという事であれば、前回の検討の結果はどうなりましたかということになるので、それは聞かずに、今回改めて、課長もかわりましたから。本町がやりましょうと。佐川がこういった形で取り組みが始まると、逆に県がお尻に火がつくということに私はなっていくと思いますので、ぜひそういった形で、やるということを前提にぜひ検討していただきたいと思います。もう一度、言いにくいかも知れませんが、答弁お願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。県のほうのですね、考えと、実際はその足並みをそろえて実施していきたいというふうに考えてますが、県のほうのですね、前向きでないという場合にはですね、まず町としてできる

ことから、やっぱり取り組んでいきたいというふうには考えてます。

例えば、余り予算をかけずにですね、ホームページのほうからダウンロードしてですね、そういったものがヘルプカードとして利用できるとか、そういったやり方もありますので、まずは、県がやらなくても町としてもですね、前向きに取り組んでいきたいというには考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

ぜひ、今言われた答弁のような姿勢で検討していただきたいと思います。今まで、ほかのいろんな御質問でも言いましたが、佐川町の町民の皆さんの安心安全、またいろんなことで町民の皆さんを守っていくのは佐川町であります。広い意味では高知県になるかもわかりませんが、佐川町の行政があるわけで、佐川町として我が町民の、例えば今回であれば、こういった障害を持たれた方が、いざというときに不安にならないように、我が町のそういった方々を守るということで、県とは関係なく町が判断をして、これはできる、別に独断専行であったからどうってということにはならない取り組みだと思いますから、ぜひお願いをしたいと思います。

ある意味、これは誰もが支援を求めることができ、支援を例えば求められなくても、そっと、それを見ることで声をかけてあげられる、そういう心のバリアフリーという社会をつくるということも、行政に携わる、ともに我々の責任ではないかと思いますので、その意味からもしっかり検討をしていただいて、ぜひ、本当は 29 年度内というに課長言われましたが、これはやろうと思えばすぐにできることです。お金もそんなにかかりませんから。ただ、今言われましたんで、しっかり検討していただいて、1 日も早い、まず実施を決めていただいて、取り組みをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10 分まで休憩します。

休憩 午前 9 時 51 分

再開 午前 10 時 10 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。2 番議員の坂本です。どうぞよろしく願いします。質問に移ります前に一言、所感を述べさせていただきます。

先日の高知新聞に、佐川町母親大会実行委員会の方々が、高知市で重度障害者施設を建設している N P O 法人未来予想図を応援するための活動をし、千人以上の方から 68 万円を超えるカンパを集め、贈呈式を行ったとの記事がありました。佐川町には他人ごとでも自分ごとと考える心の優しいたくさんの方がいて、福祉の精神が根づいているのだと感じました。

ところが、佐川町の現状を見ますと、佐川町の障害者の施設はどうでしょう。短期入所施設なし、入所施設もなし、障害児通所支援なし、地域活動支援センターなし、福祉ホームなし、など、ないないづくめです。

しかし、佐川町民として住み続けられる佐川町を目指して、町長も力を入れていくということでしたが、なかなか進展しないのが現状です。これを突破するためには、町長の本気度が試されます。他人ごととしないで絶対やるんだという気持ちで、これから障害児者施策の推進に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問に入りますが、順番を変えて、給付型奨学金について質問をします。

子供の貧困、若者の貧困は、大きな社会問題になっています。そのため、結婚や出産をちゅうちょする若者がいます。佐川町で、27 年 10 月に出された、まち・ひと・しごとの総合戦略では、4 つの基本目標が立てられています。

1. 多様な主体による安定した雇用を創出する。2. 新しい人の流れをつくる。3. 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる。4. 小さな拠点を中心として地域の暮らしを守る。私は、この中で 3 番目の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという点に注目しています。

また、町の総合計画でも教育や子育ての支援を打ち出しています。

どの子も健やかに成長し、将来のための教育がしっかり受けられることは、佐川町の、日本の、未来をつくる大変重要なことだと思います。教育は子供にとって大きな財産になります。佐川町では、準要保護家庭が生徒数の約 9 % を占めています。

しかし、前回就学援助の件で教育長にお聞きしましたところ、教育長がお認めになったとおり、実際は 50 % 程度の子供が就学援助を必要としている可能性があるという認識と思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。平成 29 年 4 月分の保育料の階層別児童数において、年収約 360 万未満の世帯である保護者負担の軽減対象になっている世帯が約半数を占めるといった状況を踏まえ、厳しい御家庭が多いという認識を私どもとしてもしっかり持っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。それは、約半分の御家庭が、生活保護以下の生活をしているということです。今回、私の質問で、給付型奨学金について話すわけですが、そういう必要な方にとって、中学生まではその就学援助を受けることができます。高校生で、学校教育費に占める授業料以外の経費は、年額、公立高校で 24 万円。私立高校で 46 万円に達すると言われてしています。

国でも全ての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の生徒に対し、授業料以外の教育負担を軽減するため、高校生に対し給付型奨学金を創設し、平成 26 年度から実施をしています。

しかし、大学生以上になるとどうでしょうか。国も大学生等への給付型奨学金制度を始めました。しかし、その対象となる人数は少なく、十分でないことは明らかです。佐川町の現状、約 50 % の御家庭が準要保護に該当するなら、その子供たちは、学費や教材費等に家庭からの援助を受けられるとお思いでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど、議員さんがおっしゃいましたように、授業料は一定の年収要件で、今、公立高校は無料ということになります。それから高校生の修学給付金、これも、いわゆる生活保護世帯、また住民税非課税世帯等々に給付されるようになっております。

先ほど議員さんが、例えば公立高校であれば、授業料以外の負担が約 24 万かかるというふうなお話がありました。十分ではないかもしれませんが、高校生の就学給付金の状況を見てみますと、国公立であれば年間 7 万 5,800 円という額が給付されます。これ第一子の方ですね。それから住民税非課税の方であれば、第二子以降であれば年額 12 万 9,700 円と、24 万には届きませんが一定額は国の制度において、やはり厳しい御家庭が多いという状況を踏まえて、こういった制度が今できておりますので、今後、やはりこういった制度を充実させていくということが大事ではないかと思っております。

授業料以外の面での保護者負担の軽減をどのように図っていくか、これが今後の大きな課題であるというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

私の質問はですね、大学生になったときの学費や教材費等に、家庭からの援助を、そういう低所得、準要保護家庭の子供たちは受けられると思いますかという質問でしたので、すみません、もう一度。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。大学生等になれば、当然、もっと教育費はかかると思います。国が今年度から給付型の奨学金制度を創設しましたが、今年度はまだまだ十分ではございません。来年度から本格実施になるというふうに聞いております。対象者も 2 万人に増やす。そして住民税の非課税世帯を対象にするというふうに聞いておりますので、十分ではないかもしれませんが、国公立での給付金を見てみますと、自宅であれば 2 万円、それから自宅外であれば 3 万というふうな、国が来年度から給付金の充実を図るということにはなっております。

これで十分かどうかということは、なかなか厳しい面があるかと思いますが、やはりこういった給付金制度が本年度スタートして、徐々に今後とも充実していくというふうなことを、やっぱり要請活動なりしていくことが必要ではないかというふうには考えております。

2 番（坂本玲子君）

ごめんなさい、その意味はよくわかりましたが、その大学生になったときに、そういう御家庭の方が学費とか教材費を家庭から援助できると思われますか。

教育長（川井正一君）

個々の御家庭によって、事情はさまざまあろうかと思いますが、この国の給付型の奨学金だけをもってその全てが賄われるということにはならないというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

なかなかお答えがいただけないようですが。では、まち・ひと・しごと総合戦略で唱えている、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、これを実現するために、佐川町の今の現状を考えたときに、それ、今の制度だけで十分だと思いでしょうか。

教育長（川井正一君）

若い世代の結婚・出産の希望をかなえる、と。その前提として教育というものがあろうかと思えます。教育の段階、さまざまございます。義務教育段階、それから高校教育、大学教育等々ございますが、それぞれの段階で、現在の町がやっておる支援策で十分であるかと問われれば、それは今の段階で、この町がやっております支援策で十分であるということは、それは言えないと思っております。

2 番（坂本玲子君）

十分でない部分というのは、特にどの辺だとお考えですか。

教育長（川井正一君）

義務教育段階は、一定さまざまな就学援助等々がございます。高校も、先ほど、国がほぼ授業料免除の状況をつくりゆう。そして、一定の就学の給付金も制度としてできてきました。

やはりこれから先は、高校を卒業した後の段階、大学だけではなくて専修学校を含めたその段階での支援というものが、今後、これは国がしっかり今後充実していくという方針を掲げておりますが、そこが一番重要ではないかと思っております。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。高知新聞に、加計学園で爆弾発言をした前文部科学事務次官の前川喜平さんの記事が載っていました。彼は、「真実を語ること、それが本当の意味で国民に奉仕しなかった公務員の最後の努めだと思った。真の上司は国民だということを忘れてはならない」と語っています。また彼は、「学習権は生存権のベース、人権の基本だということを、改めて気づいた」とも述べています。憲法では教育を受ける権利を保障しています。それは、小中学生だけで保障される権利でしょうか。憲法では、年齢を限定していませ

ん。どの年代であろうとも、学びたい人が学びたいとき、学びたい気持ちを保障する権利だと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

教育長（川井正一君）

前田さんがおっしゃってた、いわゆるそこが非常に重要なことでありまして、学ぶ権利をしっかりと確保する、これはオールジャパンでやられるべきものであって、国、県、市町村それぞれの段階における役割があるんじゃないかというふうに思っております。

2 番（坂本玲子君）

では、佐川町に住む子供たちには、この学ぶ権利が保障されているのでしょうか。奨学金を受けている方が大学生の約半分います。親からの援助を受けることができない学生は、月 10 万以上の奨学金を借りています。その奨学金も、昔は全て無利子でしたが、今は有利子が増えています。それはもはや奨学金ではなくサラリーローンなんです。

有利子が大半を占め、将来それを払うことが心配な人は、大学へ行くのを諦めたり、アルバイトを増やして奨学金を受けなかったりします。しかし、それでは勉強がおろそかになります。また、借りた人の社会生活の出発、その時点では本当に悲惨だと思います。社会に出たとたん、平均で 300 万円の借金があるのです。多い人は 800 万以上あると聞いています。

先日、奨学金を受けていた人の話を聞きました。その方は、きちんと正規職員として仕事をしていますが、その返済を考えると、子供を産むことができないと話していました。奨学金の返済は 20 年にもなります。結婚をした相手も奨学金を受けていて返済が必要だとのことでした。奨学金の返済をし、子育てを同時にすることに困難を感じていると思います。

佐川町では、町独自の奨学金制度をつくっていますが、貸与式で返還が必要です。現在、佐川町の奨学金制度を利用している方は 10 名程度だと聞いています。そういう制度を町独自で行っているのはすばらしいことだと思います。しかし経済的に大変な御家庭は、その返還が大変ですし、それを子供が返さなければならない場合は、働き始めたときに、既に借金があるという状態になっています。

そこで私は、給付型の奨学金の提案をしたいのですが、この給付型ということで、個人に無償でお金を支援することに抵抗があるか

もしれません。しかし、考えてみてください。耐震化促進のためには、個人に補助金を出しています。レンタルハウス事業はどうでしょう。保育料の軽減も、町が施策を決定し、最終的には個人に返っています。たくさんの事業で個人を応援しています。個人が集まって町ができています。その一人一人のことを考えることが必要です。

そこで今、経済的に困難な家庭の子供たちが安心して就学できるよう、必要とされる経費の一部を町独自で給付型奨学金制度を創出し、高校生や大学生等に、月額1万でも補完するようにしていただきたいと思います。月額1万円として、一人年額12万円。10人に出してもわずか120万円です。少しの負担で安心を与えられる制度です。ほかの県内でも実施をしている制度です。それについては、どんなにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。県内でそういった、1万円の月額をやられておる市町村があるということはお聞きしております。やはりそこは、それぞれ市町村の、やっぱり施策の考え方の中で、そういうものがやられてるのではないかと考えております。

大学生等に対する就学支援というのは、やはり基本的にはオールジャパンで国がしっかりとやるべきであるという基本的認識を持っております。そういった中で、佐川町としては独自の奨学金制度ということで、無利子で一応返還ということでさせていただいておるんですが、今後、人口減少あるいは少子化対策の一環として、Uターン等により佐川町に定住し、そして担い手の確保が困難な職種に就職する者を対象とする給付型の奨学金制度の創設、これを来年度から立ち上げたいなということで現在、検討を進めております。

あくまでも、いわゆる少子化対策の1つでということで、ほかの市町村がやっておられますような1万円の給付ということとはちょっと一線を画した制度を今検討しておるところでございます。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

その内容について、私はちょっと把握しておりませんので、そこに詳しくお聞きすることはできないんですが、一定方向、その給付型を考えているということで、ぜひですね、そういう方だけではなくて、全ての町民が受けられるような、そういうふうな奨学金についてもまた検討をいただきたいと。

教育は、子供の未来を考えると、最も大切なことです。受けた教育で子供の未来が左右される傾向があることは御存じだと思います。先ほど、松浦議員の質問のときに、松浦議員が多分いらしたの、その施策が佐川町民にとって必要なのかどうかを考えることがまず大切ではないかと。よその市町村がやっているからとか、県がやらないとか、国がどうかということではなくて、佐川町民が幸せになるために、その施策が必要なのかどうか、そういう視点で考える必要があるんじゃないかと。

これは町全体の問題だと思いますので、町長初め職員の皆さん方が、いろんな施策を決めるときに、ぜひそういう視点で考えていただきたいと思います。これで、1問目の質問を終わります。

2問目の質問に入ります。

高濃度の放射性廃棄物について、お聞きします。

北朝鮮がミサイル発射や水爆の実験をし、その危険性について毎日報道されています。ところがその際、原発との関連性、危険性については、どの局も放送しません。私は一番に、もし原発が狙われたらどうなるだろうかと考えました。核爆弾ではなく普通の爆弾でも、ミサイルを撃ち込んで、原発を操作不能にすれば、日本を住めない国にするのは簡単ではないか、ミサイルを打ち落とすことができる設備の配備は、各原発でこそ早急に行わなくてはならないことではないか。いやむしろ、原発をなくす方向で考えなくてはならない、と感じたことでした。

先日、高知県の市町村議会の研修会がありました。講師は立命館大学の塩崎先生でした。先生は、日本は災害大国だ。世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生。日本は、わかっているだけでも約2千の活断層が存在し、世界の活火山の約7%が日本に分布することを挙げ、いかに危険な国であるかを話されました。また、原発と地震についても話されて、相乗的に考えると、日本は最も危険な国にある。原発1基あるだけでも世界一危険な国になる。原発をゼロにするしかない、そう話されました。

そこで町長にお聞きします。地震のある国で原発を持つという危険について、どのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

おはようございます。4年間にわたりさまざまな御質問をいただきましてまことにありがとうございます。また、本日も御質問いた

だきまして、ありがとうございます。

地震の多い国で原発があることの危険についてということであります。なかなか、科学的な判断を私はできませんが、つくったときには、当然地震があることも想定をしてつくられたのだろうというふうには思っております。

ただ、将来的なことを考えれば、ほかの再生可能エネルギーも含めてですね、ほかのエネルギーの研究開発を進めてもらった上で、原子力発電所がない国になればいいなというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ずいぶん前の話になりますが、2004 年、高濃度放射性廃棄物の処分場に関して、全国で 88 カ所が適正地であるとして発表され、そのうち高知県の適正地が 7 カ所公表されました。47 都道府県がある中、約 8 %が高知県にあるとされたのです。そのうちの 1 つ、佐賀に処分場建設を誘致する請願書が出されましたが、否決されました。

しかし、財政が苦しくなると、補助金だよりに建設を認める可能性もあります。高濃度廃棄物は安全なレベルになるのに何万年もかかります。ここ数十年で大地震が来る確率は高く、そのために災害を軽減する努力が県内至るところで進んでいます。

ことし 7 月 28 日、高レベル放射性廃棄物の処分場として科学的有望地のマップが発表されました。高知県はほぼ緑で、適正がある地域とされています。ところが、科学的有望地のマップでは、地震や津波は回避すべき範囲を一律的に決めるのは適当でないとして、何の考慮もされていません。これを科学的と言えるでしょうか。地震や津波について、既に予想されています。これを考慮しない科学的有望地について、どんなにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。国のほうで出された内容につきまして、私は、細かい、具体的な知見を持ち合わせておりませんので、御意見を差し控えたいと、そのように考えます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

知見がないのであればぜひ勉強していただいて、そこの辺が、はっきり意見を言っただけだったらいいのかな、と思います。

町長は建築が御専門ですので、例えば個人住宅や公的な建築物をつくるときに、トイレのない家はつくらないと思います。そもそも

原発をつくる前に、安全に核廃棄物を処理する技術を開発していなければなりません。ところが、その技術開発なしに全国にたくさんの原発が建設されました。そしてその廃棄物は、年々増え続けています。トイレのない家をつくる人はいません。その処理ができない、廃棄物の処理ができない、そういう建設に対してどうしたらいいとお考えですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。どうしたらいいかという御質問は大変難しい御質問ですので、ただ、これまでの国の政策判断の過程において、多くの国民から選ばれた、国民から選ばれた国会議員の皆さんがですね、国会の場で議論をして決めていつてつくってしまったんですね、原発を。今も抱えている問題については、日本が、国としてどうするかっていうことを考えなければいけないと。そういうものだというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

国として考えるとともに、町長としても考えていただきたいなあと思っておりますが。

高知県知事は、地震による大災害が想定されている今、処分場は受け入れられないと表明していました。それはもっともだと思うのですが、処理場は、国主導でつくられる方針です。全国の知事のうち、既に 20 都道府県が拒否をしています。多分、どの県でも拒否をするでしょう。そんなとき、沖縄を連想します。沖縄は、基地はいらないと拒否をしました。しかし国は、強引に新基地をつくろうとしています。それと同様のことが起こらないとも限りません。例えば、佐川町が、その廃棄物の新基地になる可能性もあるわけですが、そういう事態が起こったとき、町長としてどうするのか、お考えをお聞きます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。そのときは、はっきりと拒否をします。以上です。

2 番（坂本玲子君）

安心をしました。多くの町民の方々が、有望地が発表されてから、「佐川町にもしきたらいややね」というふうな声を聞いておりましたので、そのお考えを聞いてよかったです。

別の観点から。例えば、エネルギーについても町としても考えて

いく必要があるんじゃないか、と思います。佐川町のエネルギーについても太陽光発電が大幅に進んでいます。電力が自給できる町になればいいなあとは考えていますが、太陽光発電にはその欠点もあると聞いています。

天候に左右されるとか、蓄電がなかなか費用がかかるとか、将来廃棄されるときに太陽光パネルの処理をどうするのかとか、そういうふうな欠点があります。いろんなことを考えていますと、例えば小水力電力などは、ある意味将来性があります。佐川町は水資源が豊かです。その辺の検討も必要ではないかなあと思います。自分の町で電気が供給できる町になれば、災害のときも安心です。電力供給に対して自給できる町について、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。小水力発電も検討はしました。先進地も見に行きましたし、ただ、水、川はありますけれども、小水力発電をするにはですね、なかなか適した場所がないというふうに判断をしております。

ただ、小規模なバイオマス発電、コージェネレーション、熱を取って発電をするという設備もヨーロッパ製のもの、いいものも出てきておりますし、さまざまな可能性はいつも忘れずに考えていきたいなあ。佐川町に合った佐川町を適地としたエネルギーのあり方を考えていきたいと思っております。

ただ、予算もかかることですので、その費用対効果をしっかり考えながら、国の補助金ももらいながら、そのときに合ったものを考えていきたい、そのように考えます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

私は、子供たちの幸せを一番に考えます。子供の幸せは周りの大人たちも幸せになるということです。だから子供の未来に影を落とすような施策には賛成できません。福島原発事故も収束のめどはついていません。本当に、ぜひ原発のない国になっていただきたいと切に願っています。

これで2問目の質問を終わります。

次に、町長のこの4年間の総括。今後の方向についてお伺いします。

町長は、3月議会で次の選挙で出馬するとの意向を表明しました。

出馬にあたって、4年間の総括と今後の課題についてお伺いします。

まず、この4年間の総括はいかがでしょう。やってよかったこと、成果をお話ししていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。やってよかったことは、本当にたくさんあります。これもひとえに議員の皆様、また町民の皆様、職員みんなの支えがあったからだというふうに思っております。大変感謝をしております。

その中で、少しお話しをさせていただきたいと思いますが。公約でも掲げておりましたが、佐川町の第5次総合計画を多くの方に御尽力をいただいて策定をすることができました。現在はその総合計画に基づいて、PDCAをしっかりと回しながら、幸せなまちづくりを進めていくという途中であります。

この総合計画につきましては、総務省からもかなり評価をいただきましたし、総合計画の策定について視察をしたい、声を聞きたいということでいろいろな自治体からも視察がまいております。

また住民の皆様にお配りをしたみんなで作る総合計画につきましては、書店での販売、インターネットでのアマゾンでの販売もしております、かなりの数が売れております。これは大変感謝をしております。多くの人に読んでいただいて、佐川町流の総合計画のつくり方をまねをしたいと考えてくれてる自治体が少しずつ増えてきていることは、大変ありがたいなあというふうに思っております。佐川町としてはこの計画をしっかりと回していくということに尽力をしなければならないというふうに思っております。

あと産業振興、特に農業振興につきましては、これまで生産者の皆さんが販売をしてきた流通経路っていうのがあります。なかなか急に新しいものに変えていくとかですね、海外に打って行きましょうという話をしても、「いや、もう海外まではいいよ」という声もありますし、なかなか大量にものをつくっている品目が少ないもんですから、これといった手を打つことができなかつたかなというふうに思いますが、ふるさと納税を活用して、しっかりと町産品、町の生産品をお届けする、PRするという活動はしっかりとやってきて、一定、生産者からは評価を受けております。そのことはよかったことかなあというふうに思っております。

あとは、地方創生として自伐型林業とものづくり、さかわ発明ラ

ボの取り組みをしてきました。これも一定、多方面から評価を受けてます。林野庁の R I N Y A という雑誌には、林業に頑張ってる自治体ということで佐川町のページを割いていただきました。今後、森林環境税を導入するに当たっての 1 つのモデル自治体として佐川町だと、はっきり林野庁のほうも推薦をしてくれております。

発明ラボにつきましても、今、多くの子供たちが週に 1 回、放課後発明クラブということでいろいろなクリエイティブな取り組み、遊びに、わくわくしながら毎週取り組んでくれております。多くの方が施設を利用してくれております。少しずつではありますが、外の力も借りながら、佐川町の皆さんが積極的に参加をして、かかわって、それぞれの分野での幸せづくり、自分の楽しさづくりが広がっているのではないかなあというふうに思ってます。

地域おこし協力隊もこの 4 年間で 40 名ほどの方々が町外から来てくれております。本当にありがたいことだなあというふうに思っております。まだまだ、話をするとですね、たくさん話になりますけども、おおむね公約も達成をできましたし、大変ありがたい 4 年間だったなと思います。心から、住民の皆さんには感謝をしております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

町長は本当に持てる力を振り絞ってやってこられたことと思います。すばらしい発想もあります。若い力で豊かに考えて、町民の方々を幸せにしたいと思う、その姿勢には本当に感服します。町内 4 地区に集落活動センターができました。このセンターができることによって、地域の方々が手を取り合い助け合う土壌ができました。本当にいいこともたくさんあると思いますが、しかし 4 年間町長をやってきて、佐川町が遅れているところ、課題も見つかったことと思いますが、それは何だと思いますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。遅れているところっていうのは、なかなか、そういう視点で考えたことはないもんですから難しいですが。課題ということで言いますと、先ほど集落活動センターの話もしていただきました。4 つの活動センターがこの 10 月から運営がスタートできると。周辺部の 4 地区でできるということになります。佐川ぐるぐるバスも 10 月から本格運行になります。あったかふれあいセンターも来年度には 4 カ所ないしは 5 カ所でスタートを切

る予定になっております。

施設はできました。拠点はできました。これから、いかに人の思いをそれぞれの施設に埋めて、入れ込んで、つながり合って、支え合って、助け合える、そういう佐川町ができるかということが、やっぱりひとつ大切なことだなあというふうに思っております。

そのためにも、やはり全て人だと思ってます。人が本当に大切なんだなあ、人がありがたいんだなあというふうに思っております。やっぱり教育を、しっかりと佐川町らしい文教のまちとしての教育をつくりあげていくってということが、一番大きな課題ではないかなというふうに思っております。これは、学校教育もそうです。大人の方の生涯学習もそうですが、佐川町として何を学んでいただきたいのかっていうことを、しっかりと確立をしたいなというふうに思っております。学校教育で子供たちだけの教育ではなくてですね、子供の親世代、親にもどのような情報を伝えるのか、どのような思いを伝えるのかっていうことも含めて、文教のまち佐川として誇らしい教育を確立をしていきたいなあというふうに思ってます。

あとは、具体的に、図書館の件ですとか、青山文庫の件ですとか、道の駅の件ですとか、具体的に整備についての課題は残っております。そのことについても 10 月以降は取り組んでいかないとはいえないんだろなあというふうにも思っております。それが、町の課題ではないかなあというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ではですね、公約についてお伺いしたいと思いますが。この 4 年間やってきて、次の 4 年間に掲げる公約っていうのはもう決めておいでますか。決めておいでるやったら、それを教えていただきたい。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あくまでもまだ現時点で後援会事務所としての討議資料ということでまとめさせていただいておりますが、大きな柱としましては、佐川町第 5 次総合計画に基づく幸せなまちづくりを推進をしていくということ。これがもう何よりの柱になります。

具体的には、総合計画の中に 7 つの分野を設定しておりますが、それぞれの 7 つの分野において、具体的にこういうことをやっていこうということを明記しております。

1 つ。先ほども話をしましたが、教育。これは何においても大切

だと思っております、具体的には、また働かせていただける機会をいただければですね、佐川町の教育研究所を立ち上げたいと、そのように思っております。その中で、学校教育、生涯学習、どのように具体的に進めていくのかということを、しっかりと調査、研究をしながら確立をしたいと思っております。

あと、産業振興の分野につきましては、農業、林業。1次産業に関して、担い手の育成、担い手の確保が、これがもう大きな大きな課題になってきます。このこと、人のこと、担ってくれる人をどうするのか、このことをしっかりと取り組まなければならないなあと思っております。これは産業だけの分野ではなくてですね、ドクターもそうです、保健師さん、保育士さん、さまざま、採用をするのが、担い手を確保するのが困難な仕事があります。この、人をいかに育てていくか、確保をしていくかっていうことが大変大きな取り組みになってくるというふうに思っております。

あとは、植物のまち、歴町佐川という、この今、取り組みをしっかりと情報発信をして、また観光振興につなげていきたいなというふうに思っております。牧野公園の取り組みが大変すばらしいものになっておりますので、さらに継続をする中で、まちまるごと植物園の取り組みを展開をしていきたいというふうに考えております。

あとは、最後にしますが、行財政改革、行政の部分も含めてですね、やっぱり地域に職員が飛び出して、前向きに、主体的に行動のできる職員の育成をさらに進めていきたいと、そのように考えております。

以上が、少しかいつまんで重立った私の考えを述べさせていただきました。ありがとうございます。

2 番（坂本玲子君）

町長は教育が一番大事だと。教育研究所を立ち上げて、一次産業振興のためには担い手の育成をしていくと。それから植物のまちとして観光資源だけではなく、本当に町の人たちが幸せになれるような、多分、まちづくりなのかなあというふうに感じましたが、そのほかに行政改革を挙げられました。

私としては、ぜひその中に入れていただきたい施策があります。それは、障害児者の施策の推進です。さまざまな困難を抱えている子供たちがいます。生まれ育った環境によって、その子供たちが将来的に不安を抱えている現実があります。障害者の施設、本当に佐

川町はないところがあって、町長も、何でもやりますよと言うてくれています、私は、それだけでは不十分じゃないかと。例えば、町長が町の施策としてきちっとやるぞと、本気を出してやっていたければ、ぐっと推進してくるんじゃないか、と思うのですが、その辺については、いかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。すみません、うっかりしておりました。健康と福祉の分野で、施策5として、きちんと明記をしておりますので、その健康と福祉の分野について読み上げさせていただきます。あと思います。

チーム佐川で取り組む、支え合う健康と福祉という大きなテーマで、1つは、自分ごとで考え地域で支える高齢者福祉、障害児者福祉の着実な推進、これを掲げてます。あとは、みんなで取り組む健康づくりと、健康診断受診運動ということで取り上げさせていただきます。

高吾北の広域事務組合でも湖水園がありますけども、佐川町だけでこの障害者福祉のことについてですね、取り組むっていうのは、やはり今後の福祉の取り組みを考えますと、やはり難しいんだろうなと。やはり、少なくとも高吾北の3町ですね、越知町、仁淀川町、佐川町で連携をして、しっかりと福祉の分野については議論をして、どうしていくのかという方針を決めないといけないと思っております。

広域の議論の中でも、特別養護老人ホームの今後のあり方をどうするんだと、具体的にもう手を打っていこうと、施設の改修もしていこうという話もしております。その中で、介護保険のことですか、障害児者への対応、施設の問題ですね、そのことも一緒になって議論ができればいいなと。

あとは、高知市が先週ですね連携中枢都市圏の宣言をしましたが、オール高知で、障害児者の福祉をどうするのかっていうことをしっかりと考えなければいけない時期じゃないですかっていうことは、いつもいつも言っております。足りてない部分があるというふうにはっきり言っております。なかなか難しいところもあるかと思いますが、それは県知事、高知市長を筆頭にですね、それぞれの首長がしっかり思いを持って取り組めば、必ず前に進めるもんだというふうに思っておりますので、佐川町としてもしっかり考えますけども、

広域的な連携の中で、何がいいのかっていうことをしっかり答えを出していきたいなと思っています。以上です。

2 番（坂本玲子君）

障害の件については、本当に、健康福祉課の方たちも真剣に考えていただいていますし、職員の方も、本当に必死でやってくださっているのは、感じています。だけど、課だけとか職員だけに任せられるものときれないものがある。一生懸命やってもどうにもならない現状が今あるわけで、やっぱりそれには町長のその思いとか力が本当に大事なことになると思いますので、ぜひ、やっていただきたいなと。

それから、ぐるぐるバスが 10 月から本格運行になる。この前の行政報告では、1 カ月約 120 人程度。ということは 1 日約 6 人ぐらいの利用があるというふうに報告をされました。1 日運行するのに経費が約 4 万円。今の方向でいいのかなあと私は考えていますが、町長は、町民にとって利用しやすくなるように努めていくと行政報告の中で言われましたが、その辺で、本当に使いやすい、利用しやすいバスにするためには、どんなにしたらいいとお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ぐるぐるバスの運行につきましては、全て地域公共交通会議で最終的に決定したものを町としては採択をして議会に諮らせていただいております。私の個人的な意見が、今まとまっているわけではありませんので、まずそのことを申し述べさせていただきますと思います。

なかなか一概に、これがいいだろうって言い切れる事業ではありません。ですから多くの人に意見をいただいて、公共交通会議の中でさまざまな視点から意見をいただいて、最終的に合意を図って、これで運営をしていきたいと思いますという答えを出していますので、今後、運営をしていく中でいろいろな課題が出たときに、それをしっかりと皆さんの意見を聞いて合意を図って行って、改善をしていくということが大事だというふうに思っておりますので、そのときそのときに、しっかりと考えることが大事だなというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

実証運転が始まってから、私はさまざまな方に声をお聞きをします。もちろん本格運行ではありませんので、便数も違いますし、今

は利用しにくいけど、本格運行になったら利用しやすくなるのかも知れませんが、本当にこう、「今のままじゃあ、ね」っていうふうな声が多いと。そういうことも考えていただいて、ぜひ、次の施策にも生かしていただきたいなと思います。

別の角度から、今度は質問していきたいと思います。

町長は、中村議員の総合計画を実現するために最も必要なことは何か、という質問に、住民の方々や町職員が主体的に取り組み、相手の立場に立って思いやりをもって、みんなで支え合うことが大切だと答えました。私もそのとおりだと思います。

では一番今、町行政の姿勢で不足しているところは何でしょう。必要な施策が必要な人に届いてないということではないでしょうか。例えば、前回の質問で就学援助を、もう一度話しますが、約 50%の方がその可能性があるのに、実際に受けている方は、10%台ということになります。

私は、いろんなことを相談を受けるわけですが、その方たちが本当にもっとわかりやすい行政ならば、もっとスムーズに幸せな生活ができるんじゃないかと考えるのです。本当に制度を知っていれば簡単に済むこともありますし、そういうことで相談に来られた方は本当にまだ幸せなんです、相談することすらできない方がたくさんいるのではないかと心配をしています。高齢者や生活困窮者、障害のある方の多くは誰に相談したらいいかわからず、ネットで検索することもできない、という方が多いのではないかと。そんな人たちも佐川町に住んでよかったと思える町にしていきたいのです。

例えば、そういう、町のことについて何でも相談できる部署を構えて、その人に聞いたら何でもわかるよ、と。町民を幸せにするためのいい方法を、「こんなにしたらいいんじゃない」「あんなにしたらいいんじゃない」というふうな、各課を越えた総合的なアドバイザーみたいな形のシステムはできないかなあとと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。わかりやすくお伝えをするということは大変大切だなあとというふうに思っております。広報も工夫をしてですね、お届けしたいことをできるだけわかりやすいようにということで、少しずつ改善はしております。ただ、全て役場のほうでしょいきれるものだとは思っておりません。そのためのチーム佐川

であり、住民力だというふうに思っております。

集落活動センターができます。あったかふれあいセンターの機能も付与されます。民生児童委員の皆さんもいます。いろいろな立場でこの佐川町をお支えいただいている方々がいらっしゃいますので、やっぱり全ての力を結集をして、できるだけ多くの人に届ける。多くの人の話を聞ける。そんな佐川町になることがそれがすばらしいことじゃないかなあと。それがより幸せな町、主体的な町、自分ごとの町、支え合いのできる町になることではないかなあというふうに思っております。

必ず佐川町はそういう町になっていくんだろうなというふうに思っておりますので、今後ともぜひ坂本議員にもですね、御尽力いただければなあというふうに思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ある方がですね町民課へ行きまして、お母さんがこっちへ転入してくると。で「世帯を分けたらいいのか分ければいいのか、どうなんですか。メリットとデメリットは何ですか」とその方は聞かれたそうです。その対応された方が、「いや、どっちでも一緒ですよ」というふうに答えられたそうなんです、本当はそうではなかったと。

職員の方々も、ぜひ、自分の課のことだけではなくて、大体で構わないので、そういういろんな知識を持っていて、こんなのはこうだよとアドバイスできるような、そういう本当に1点だけでお仕事をするのではなく、全体のためにできるような仕事、例えば集落活動センターができて支援員の方々の配置をしていただきました。例えばその支援員の方々がそういう町政について詳しく知っておられたならば、そこで相談機能もできますし、本当に学習っていうのが、職員の学習っていうのは本当に大事なことだと私は考えております。

そういうたくさんの、町長の言われたように民生委員さんの方もそうでしょうし、町職員の方もそうでしょうし、その支援員の方なんかもそうでしょうが、本当にこう佐川町の方々が幸せになれるような、アドバイスができるための勉強っていうのもとても大事なことでと思いますので、先ほど町長は、行政改革、行財政改革ということを非常に大切にされるとおっしゃってましたので、ぜひその辺のところも考えていただけたらいいなと私は思っております。

初めて議会に立ちましてから、4年がたちました。私はこの4年間一貫して町民の方々が幸せになるために働いてきました。町民の方々だけでなく町職員の方々も、仕事がしやすく、町民目線で仕事ができる環境づくりも大切だと考えてきました。何もわからない私を優しく導いてくださった周りの方々、毎回の質問に丁寧に答えてくださり真摯に受け止めて改善をしてくれた職員の方々や町長にも感謝の言葉を述べたいと思います。本当にありがとうございました。

また私を議会に押し出してくれ、毎回の議会の質問を聞きに来てくれ、どんなときも支えてくれたたくさんの仲間にも感謝をして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 11 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、1時まで食事のため休憩します。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午後 1 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番、森正彦君の発言を許します。

4番（森正彦君）

4番議員の森です。質問の前に少し所感を述べさせていただきます。最近、私、住民の町政に関する意見を聞く機会が多くありまして、その中でですね、町長に関してですが。

町長、4年間ごくろうでございました。町長のことにに関してですね、よくやっているじゃないかと、頑張ってくれているねという声が大半でございます。その中で、若干そうでない意見もあるわけで

ございます。その意見に対して私は、「町長はですね、町民のために、全ては佐川町のため、佐川町民の幸せのためと、そういう姿勢はこの４年間一度もぶれたことはありませんよ」ということを言っております。

そして、その政策としましてはですね、集活センターもできたできる、あるいはあったかふれあいセンターもできたできる、あるいはぐるぐるバス、それから子育て支援、さまざまな施策を実施してきた。霧生関の公園も解決してますよ、とそのように町民に伝えておるところでございます。

その中で、自伐林業あるいは発明発見ラボ、これに対しては将来を不安視する意見もあります。そのことに関して私の意見としては、佐川町の山、大きな資源であり眠っていると。これを生かすのは大事なことですよということを言ってます。また発明発見ラボについては、私は詳しく勉強しておりませんので、しかしチャレンジはしていないかと。常にチャレンジは必要ですよということを町民の皆さんに申し上げておるところでございます。そういうことで、町民は、ほぼ納得してくれています。

これは、私は町長のよいしょではなくして、実際に住民の意見を聞く中で、そういうことがあったという事実をお伝えするわけでございます。

それでは質問に入ります。

堀見町長は次期町長選への立候補を表明しています。ほかに出馬の動きは見られませんので、再選され次の４年間の町のかじ取りを託されるということになると思います。例え選挙は無投票でも、公約というものは示すべきだと思います。その公約についてお伺いします。公約については、坂本議員の質問の中でいくつか出されていますので、私としては、その中でですね、教育研究所の設立についてお伺いします。

まず、教育長にですね、教育研究所とはどういうものなのか、また県内の市町村の設置状況をお伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。教育研究所の目的と申しますのは、それぞれの市町村の教育の振興発展を図るための調査研究をする、そういう目的で設立をされております。

県下で申しますと、市には全てございます。それから町村で申し

ますと、この近隣では仁淀川町、いの町、中土佐町、それから黒潮町、それから四万十町、そういったところに設置されていると聞いております。

高知県みたいに、聞きますと、市町村、町村も、村はないんですけど、こういった研究所が設立されてるのは少ないようです。県外ではおおむね中核市といったような大きなところで設立されているのが多いというなこともお聞きしております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。それでは町長にお伺いします。

新聞報道では、佐川の教育行政の向上とありますが、町長の思い、目的、この研究所で具体的に何をするのかをお伺いしたいと思えます。

町長（堀見和道君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。4年間、たくさんの御質問ありがとうございました。また、本日も御質問いただきありがとうございます。10月に、まだ選挙が控えておりますので、まずは今の任期をしっかりと全うした上でまたお仕事をさせていただけるならば、という中で、今私の佐川町への考え、教育の考えを述べさせていただきたいと思えますが。

やはりこの佐川町っていう町がどういう町なのか、どういう歴史がある町なのか、佐川町そのものについて、しっかり子供たち大人も含めてですね、理解を深めて、より佐川町のことを好きになって誇りに思ってもらえる、そんな教育をしたいなあというふうに思っております。

その中で、佐川町の、やはり主たる産業の1つが農業であります。あと、林業についても、今、取り組みを少しずつ進めているところであります。林業についてはまだ駆け出しのところがありますが、この町の特性を考えると、70%が山林で、そのうちの7割が人工林です。

町の半分に、佐川町の先輩たち、先人たちがみずからの手で木を植えた山が、町の面積の半分を占めてます。それをそのまま放置するということはすごく失礼なことに当たります。せっかくの資源がありますから、しっかり林業もしていきたいと。その中で、担い手をどのように育成をしていくかっていうことがすごく大切になります。

先日も、中学生会議の中で、佐川町内の中学校、生徒会の皆さんと意見交換をしました。そのときに、「農業についてどう思う」と。「将来農業をやってみたい、みたくはない」という話を聞きましたが、農業は不安定だから、所得が上がらないからってという意見で、農業は考えてませんという話でした。

けど実際、佐川町内で農業に従事して所得をしっかりと上げられている方もいますし、変動はあっても長い目で見たときに、安定をした経営をされている方もいらっしゃいます。そういうことをしっかりと子供たちに教える、佐川町の現実、佐川町のありようを教える。またその同じ内容を、親の世代、お父さんお母さん、家族の方にも上手に伝えられるようなそんな教育をしていきたいなというふうに思っています。

学力の向上、不登校の改善等も当然改善をしていかなければなりません。その中で、やはり大事なものは、人間性豊かな、相手を思いやる心を持った人を育てていくということが大切だと思っておりますので、しっかりとその、人とはなんぞや、徳とはなんぞや、そのあたりのことも、しっかりと佐川の子供たちには学んでいただいて、家族でも学んでいただいて、すばらしい教育を実践をして、すばらしい幸せな町を皆さんと一緒につくっていききたいと、それが私の教育にかける一つの思いであります。以上です。

4 番（森正彦君）

町長の教育に対する思いはよく、とまではいきませんがわかりました。教育はまちづくりの礎です。教育委員会では、この教育研究所に関して調査等もされていると思います。うまく機能して成果が上がっている具体例があれば、お願いしたいと思います。教育長、よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。市がほぼやっておるんですが、やっぱり市になりますと、教育研究所以前に、教育委員会事務局の体制がしっかりしております。いわゆる課がしっかり組織され、そして指導主事も何名かおると。そういった中でやっておる市と、また町でやっておる教育研究所、少し色合いが違っておりますが、県教委にお聞きして、私ども8月の下旬に調査に行ってきました。

行ったのは、香美市の教育研究所。それから、いの町の教育研究所。また教育研究所だけではなくて、いわゆる不登校の子供たちの

学習の支援をする教育支援センターの調査もあわせてやってまいりました。

この2つ、それぞれやり方がいろいろあるんですが、いわゆるそれぞれの市町村がどういう課題を設定するか、それによって研究テーマは変わってきますので、例えば香美市では外国語教育と不登校の改善、この2つを研究テーマにして2名の研究員が取り組んでおりました。

それから、いの町では、やっぱり探求的な学び、いわゆる学力の面をやるということで研究員がおります。研究員も生徒数によって県から派遣される研究員が決まってくるようございまして、児童生徒数が1,500人以上であれば2名の研究員が配置される。いの町は残念ながら、生徒数がもう1,500切ったようでして、1名の研究員でございました。

そういった中で、研究所と学校が十分連携してやると。例えば、研究テーマを決めるに当たっても、それぞれが運営委員会を、まずつくります。この運営委員会のメンバーには、それぞれの管内の学校長、そういった人たちに入ってもらって、自分くの町の研究テーマはどんなにするかを、その中で協議をして決めて行くというやり方をやっておるようございます。

それから不登校対策は、香美市も、いの町もしっかりやられておるんですが、やはり、いの町ですとスタッフが十分確保されてるなあというのは感じました。専任の指導員なんかも、常勤が例えば2名、それからあと週4日なり3日勤務、そういった人たちを別途4名ぐらい確保するとか、やはりそういう一定のスタッフを充実して、まさに、例えば午前中は学習をやり、午後は体験的な活動をするとか、そういったやり方でやっております。

そういったことをやるに、教育研究所等、そういった教育支援センター、両方が相まってええ効果を出してるんだなあというのは感じました。ただ、佐川町の場合は、そこら辺も含めて、まだ、教育研究所の本体をまず設立しようというところですので、どこまで踏み込めるか、今のところはまだ研究課題でございしますが、いずれにせよ、今後、来年度の予算編成時期までには教育研究所の業務内容であったり、また人員体制、そういったものを詰めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

公約の中で、町長は教育研究所を設立ということを発表しておりますので、それに特化してお聞きしておるわけでございますが。

いの町は、新聞記事を見たんですが、教育改革を進めていこうと。いの町は、地方版総合戦略で子育てを軸にしたまちづくりを掲げて、具体策の1つとして、北九州の公立小学校で33年間教壇に立った教育実践家の菊池省三さんという有名な方ですが、これを教育特使に委嘱して研究あるいはその対策の推進をしていっておるようでございます。具体的にそういうことをされていて、後どうなったかはまだ私はわかりませんが、そんなにして実践もされておるということを聞いております。

この教育研究所、実は私、平成12年6月の定例会で、教育研究所の設置について質問をしております。そのときは、あっさりかわされたわけでございますが。今回、堀見町長が設置をして文教のまちの教育行政の向上に取り組むということでございます。このことにつきましては、佐川町の将来にとって大変重要なよいことだと思います。本当はもっと早く設置すべきではなかったかということも思ったりもするわけですが。

その中で少し、この教育研究所、その教育の独立性ということとの整合性は、どのように考えているのでしょうか。教育長、お願いします。

何というか、政治の教育の介入みたいなところにはなりはしないかということはないでしょうか。

教育長（川井正一君）

そういう恐れは全くないというふうに考えております。

4番（森正彦君）

教育の独立性という整合性については、バランスのとれたものに、学校現場の意見も尊重しながら進めていっていただきたいと思います。バランスのとれたものにすべきと考えます。

今、学校現場は多くの課題を抱え大変忙しくて大変な状態にあると思います。長時間労働のブラック企業並みにも例えられています。学校現場、先生方は、やりたくてもできない。あるいは研究したくても時間がない。目先のことをやっとなしているという状態のようでございます。

そんな中で、教育研究所で課題を研究し、現場と協調して課題解決に当たるということにすれば、学校現場も大変助かるのではない

かと思います。総合計画の中で、ふるさと教育ということをやっております。町長が言われました、町を理解してもらう、人間性豊かな子供たちに育ってもらいたい、ふるさと教育ということだと思います。

先だって、ソフトボールの尾川・黒岩の全国優勝には本当に感激しました。すごい、全国一ということは、そんなになれるものではないと。小さな学校が成し遂げたということで、本当にうれしく思います。

佐川町にはですね、尾川・黒岩のような立派な成績は残せなくても、多くの子供たちが頑張っています。また多くの子供たち、ほとんどの子供たちと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、生まれ育った佐川が、また地域が大好きで、そして誇りを持っています。その子供たちに、確かな学力や体力をつけ、そして多くの偉人を輩出した歴史を学び、ふるさとを愛する気持ちをさらに強くしていくことは、大きな意義のあることだと思います。

ただその中で若干心配するのはですね、今、学校は授業時間の確保に大変苦労しています。9月1日の始業式の日も、通常の6時間授業を実施しています。私たちのときには、朝行って通知簿を渡して、掃除をしたらもう帰りでしたが、今やもう通常の授業という状況になっております。小学校では、まだこれに道徳や英語の教科が入ってきます。

そんな中で、このふるさと教育なんかが入ってきたりすると、さらに窮屈な状態になりはしないかと思いますが、子供は大丈夫かな、先生は大丈夫かなと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。学習指導要領で、小中学校それぞれ学年に応じて授業時数が決められております。それをまずクリアしなければなりません。かつてのゆとり教育から学習時間が増えたということで、今は、議員さんおっしゃるとおり始業式にも通常授業に入るというやり方をしております。これはやはり、トータルの学習時間が増えておりますので、これはやめないというふうに考えておりますが。

そういった中で、佐川町でも少しでもゆとりが持てるようにということで、少ない回数ですが、学期に1回、土曜日、授業をやっております。3時間だけですが。そういったので少しでもゆとりを持

たそうと。と申しますのは、例えば台風なりインフルエンザで学校が休校になったりした場合、文部科学省が定める学習指導要領で定める授業時数の確保が困難になる、そういったことを踏まえてやったものでございます。

それで、ふるさと学習というのは非常に幅が広うございます。例えば総合的な学習の時間でも当然やりますし、社会でもやります。例えば家庭科でも、やはり地域食材、それなんかも当然ふるさとにも絡んできますし、いろんな場面で絡んできます。新たにふるさと教育を充実するから事業時数が増えるということではなくて、従来からやっておるそれぞれの取り組みの中に、ふるさと教育というものをしっかり位置づけしてやるということでございますので、児童生徒の負担が増えるということにはならないというふうに考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

そのあたり、どのようにして取り組むかっていうことに関しても、教育研究所あたりで研究して、学校とすり合わせをして、子供に余り無理のいかないように、先生に無理のいかないようにしていくと、そういうことでしょうか。

教育長（川井正一君）

今、それぞれの学校で、もう既にふるさと教育というものに取り組んでおります。それをしっかり、教育研究所のほうで体系づけると、まず1つはそういうことになろうかと思います。そういった中で、それによって教員が負担とかいうこと、子供の授業時数が増える、そういうことにはならない。まず、教育研究所のほうで、ふるさと教育の体系カリキュラムをしっかりお示しすると。そしてあわせて、できればふるさと教育の視点からのいわゆる授業で使える副読本的なもの、そういったものも整備したいと考えてます。それを使ってやれば、今まで先生方がいろんな苦勞をして集めていた教材のかわりになる、そういった役割も果たせるんじゃないかと思っております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。先ほど、教育長の調査研究の中で、教育支援センターを設置している町村があると言われましたが、この教育支援センター、教育研究所と教育支援センターの違いをもう一度確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。教育研究所は、基本的に、例えばさまざまな調査であったり、検査の集計、そして分析、それと研究資料の作成、そういったこと、あるいは教職員とか保護者に対する指導助言もありますし、校内研修への協力であったりとか、教職員研修、そういったものも携わってきます。

一方、教育支援センターというのは、基本的に、不登校児童生徒に対する支援、これがもうほぼ 100%になります。当然その背後にあります御家庭に対する支援も入ってまいります、具体的な業務内容となれば、多分、不登校の児童生徒、保護者に対するカウンセリングであったり各教科の指導、こういったものがメイン。これが教育長支援センターの役割というふうに、調査した限りでは私どもは把握しております。以上です。

4 番（森正彦君）

現在、教育委員会のほうにも不登校の支援の体制というか、先生もおいでですが、これは、名前をつけたらそのままいくとかいうようなものでは、あるでしょうか、ないでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在は、教育集会所で事業としてやらせていただいている、というのが不登校の子供さんたちに対する学習支援でございます。

一方、教育支援センターというのは、これは組織として、まず町の条例、市町村の条例で設置をするということが求められます。そして調査した範囲では、しっかり条例に基づいて組織をされておると。そしてその条例の中で、こういった内容の業務をするのか、そういったこともしっかり位置づけ、そして細かいことについては規則で定めるということで、組織としてしっかりしたものが教育支援センターであると。

現在佐川町がやっているのは、あくまでも事業としてやっているという違いがあるかと思ってます。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。教育研究所を設置して、現状の教育の課題を洗い出して適切な対応ができるようになれば、非常にありがたいなあと思います。この質問は、このあたりで終了したいと思いますが、このことに関する、町長、今までのやりとりの中で、この

ことは言っておきたいとか、まとめがありましたら、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

まとめというかですね、根本的に、子供たちへの教育って何のためにやるのっていう、例えばいい成績をおさめて、例えば偏差値が高いからって幸せな人生を送れるわけではないんですね。私はやっぱり子供たちに、それぞれ自分らしく、自分の得意なものを伸ばしてですね、人に思いやりを持てる人間になってもらって、幸せな人生を送ってもらいたい。そのためにいろいろなことを教えてあげて学んで、ていうのが本来の教育の何かあり方じゃないかなあっていうふうに思ってます。今、何か、小手先だけの教育改革っていうのが多いような気がしてます。

正直、小学校から英語教育をやるっていうことに関しては、私自身は反対です。何でそんなに時間かけるのかなって思います。だからこのことは、文部科学省としっかり議論をしていきたいと思ってます。

今も大企業、企業はですね、今後もう習得しなくてもいいもの、必要なくなるだろうっていうものの中に、英語って入ってます。今までずーっと何十年間かは、英語をしゃべれる人を採用しようって、企業はよくやってました。皆さんも御存じのように、AIを含めてテクノロジーの進化がものすごくスピードが速いです。恐らく何年か後には、かなりの精度で、かなり時間的にはですね、タイムラグはなく日本語でしゃべったことを英語、中国語、いろんな言語に瞬時に翻訳する、そういう時代が来ると思ってます。

言語っていうのはあくまでも道具なんですね。日本人として生まれたからには、まず日本語をしっかりと話せて、しっかりと相手とコミュニケーションがとれるっていうことがすごく大切だと思ってます。そのときに、話すこと以上に大事なのが、相手の話を聞いてあげる、受けとめてあげる、理解をしてあげる、そのことをしっかりと、小学校、中学校の段階で、教育をしていくっていうことが本当は大事なんじゃないかなあと思ってます。

そういう意味で、ほかの研究所がどんなことをやってるかっていうことはですね、あんまり。すばらしいものは、当然参考にします。けども、今までやったことがないような研究をしたいなあって、正直思ってます。教育の本質はなんぞやっていうことを、ちゃんと

向き合ってますね、現場の皆さんとも、先生方ともよくよく話しをして、本当に子供に必要な教育っていうのは何なんだろうかっていうことを、文教のまち佐川として確立をしたいなと。

そうすると、その教育を 30 年、50 年続けられると、きっと、ああやっぱり文教のまちだねって言われる町になっていくんじゃないかなあっていうふうに思ってます。

何か、大風呂敷を広げた話をしてしまいましたが、どうしたらそれが実現できるかっていうのは、これからいろいろな人のアドバイスをいただきながら組み立てをしていきたいなあというふうに思ってます。以上です。

4 番（森正彦君）

それを聞いて安心しました。というほど私も、理解が十分できるほどの力はありませんが、偏差値だけじゃないよって、そのあたりは、偏差値の余り高くなかった私にとっては非常にうれしい話でございます。

本当に、本質とは何か、必要な教育とは。やっぱり一人一人の子供が個性を発揮しながら自分らしい人生を生きていく、そのことに、教育とはそこへいっていけば、本当に素晴らしいものになると思います。ありがとうございました。

この教育研究所、体制や人員配置、こういうことについてはですね、当選が決定してからですので、次の 12 月議会で質問させていただきたいと思います。

また、私の大変興味の深い農林業の振興に関してもですね、公約の中へ入ってきそうでございますので、そのことについても 12 月議会でですね、また意見を述べさせていただきたいと思います。

次に、不登校の対策についてお伺いします。

まず、不登校の状況について、ここ数年間の数字をお願いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。不登校の状況は改善されておらず、年を追うごとに増えている状況でございます。ここ 5 年ぐらいのデータを申し上げますと、平成 24 年が佐川町で 11 名。平成 25 年も同じく 11 名。平成 26 年が 12 名。平成 27 年が 15 名。そして昨年（平成 28 年）のデータでございます平成 28 年が 17 名。これが直近 5 年間の不登校の子供たちの人数でございます。以上でございます。

4 番（森正彦君）

相変わらず高いレベルにあると思います。そして、この不登校の人数はわかりましたが、不登校の規定にははまらないけれども、よく休む、あるいはみんなと学べないような不登校になる恐れのあると思われる子供の数字は把握しているでしょうか。

教育長（川井正一君）

本年度の状況ということになります。学校が、いわゆる年間 30 日という不登校の定義がございますが、それに当てはまらなくても、ちょっと休みがちであるとかいう子供の数として、小学校で 5 名、中学校で 2 名程度というふうな状況を把握しております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

その不登校に関してですが、実は現在、私の家内が、不登校気味の子供を支援しております。きっかけはファミリーサポートのお任せ会員の活動で学校への送迎をしたことでした。それまで休みがちな子供でしたが、それからはほとんど毎日登校できました。

時間が限られていますので、詳しいことは省きますが、そこから見てきたものがあります。簡単に言えば、対応の仕方によっては学校へ行けるようになるということです。不登校の多くの子供は親に問題があり、それを子供が背負っています。原因は一律でなくて、対応もさまざまであると思います。

しかし、悩んでいる子供に手を差し伸べることはしなければなりません。現在、どのような対策をとっておられるでしょうか。不登校の子供に対して、あるいは不登校でないけれども支援が必要と思われる子供への対策についてであります。教育長、よろしく願いします。

教育長（川井正一君）

取り組みはさまざま、不登校に至った子、あるいは不登校に至らないための取り組みと、いろいろ段階ごとにございますが、まずは、不登校への早期取り組みとしましては、やはり兆候を見逃さないということが大事でございますので、まず学校において日ごろから子供たちの生活全般の様子であったりとか、そういった心身の状況、そういった把握に努める。これはまず基本。そしてまた子供からのサイン。具体的に申しますと、例えば、ちょっと欠席することがあったり、あるいは忘れ物が多いとか、早く帰ったりするとか、遅刻

気味であるとか、友だちから孤立しているんじゃないとか、そういったサインを見逃さないということ。

それからもう1つは、学校が定期的に、学校生活アンケート調査でありますとか、いうものを年2回実施しております。そういった中で、子供たちの状況をしっかりとつかんで、それを分析し早期対応と、いわゆる教員一人一人がやるんじゃなくて、学校全体で情報を共有して対応していくということが基本になります。

そして、あと不登校。そういったことでやりながら、不登校に実際、気味の子供さんへの対応としましては、やはり教職員による家庭訪問と、それから声かけ、ということになるんですが。この家庭訪問の場合も、また連絡はする、あるいは家庭訪問するという場合も、家庭の状況を見きわめながら、やはり学校との一定の関係を築く中で、あ、この家庭は毎日連絡しても大丈夫、しかし、毎日連絡すると少しいやがられて、ちょっと間を置いて対応しなければならないとか、いろんな状況を見きわめながら、やはり日ごろから声かけと家庭訪問、そういったものをしていく。

そしてもう1つは、支援体制をしっかりとやるということでございます。スクールカウンセラーも学校へ定期的に入っていただいておりますので、そういった専門家の見立てをしっかりと活用して、一人一人に応じた対応を選択してやっていくと。さらに、もっと専門的な部分が必要ということになれば、心の教育センターへ紹介して対応をとっていただくとか、そういったこともあります。

さらに今、最近特にやっておりますのは、発達障害系のお子さんのいわゆる情報を保育から小学校へ、小学校から中学校へとしっかり引き継ぐということで、現在、引き継ぎシートの活用ということをやっております。その子の状況がどういう状況なのか、それを紙ベースにしっかりと残して、それを保育から小学校へ引き継ぐと。それで小学校から今度中学校へ上がる段階もそういったシートを活用して引き継いでやると。ただ、このシートの場合は、保護者のいわゆる御理解いただかないとできないということになっておりますので、そういう、できない場合は、シートに類した内容を網羅したものをしっかりと学校間で引き継ぐと。

そういったことを今現在やっております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

今の話をお聞きしますと、十分対応していると、いうふうに聞こえ

てくるわけでございます。しかし、改善はされてない、だんだん増えてきているということだと思います。成果は上がっていない。行政はよくですね、体制は整えている、整えています。しかし、相手の問題もありなかなか成果が上がらないとか言ったりもしますし、とにかく今のお話聞くと体制は整えている。

私は、形だけつくって魂が入っていないのか、機能していないのか、私はそんな状態だと思います。現在、スクールソーシャルワーカーが1名おいでます。1人で全部を対応するのには、もうとても無理だと思います。教育集会所にも担当者がいますが、現場での対応しか覚えてきてない状況だと思います。学校の先生も対応すると言われてましたが、学校の外へ出てまでもは、多分なかなか対応できないと思います。

現在の状況は、結局、形はあるけれどもできてないという状況ではないかと思います。私もいろいろ勉強してみましたが、不登校は99%解決するという本も読ませていただきました。そうは簡単にはいくようなものではないわけですが、ここに、もう多くのヒントがありました。

また、不登校になりたくてなる子はいない、いう本も読みました。不登校、本当にこう見てみますと、うわーこれは困難だなあというケースもあります。でも、その対応の仕方によっては救える子供もいるということは、私は確かだと思います。

この本なんかで共通しているのはですね、一番は、子供に寄り添う。子供の気持ちや不安を聞く、十分聞いてやる。そして焦らないで受け入れる。そして、褒めるということのようです。

先ほど、いの町の菊池先生なんかは、褒め言葉のシャワーと。今これよく教育現場でも言われてますが、子供を褒めて自己肯定感を高めていくと、ということです。そういう対応の仕方があると。これは、学校に限らずです親、親もしなければならぬ。親の教育とか、親の相談にもものってあげなければいけない。多くの親は、不登校の子供に対してどう対処していいかわからず、多分戸惑っていると思います。本当に素人ですから。わからない。ですから、押しつけたり怒ったり、ものでつってみたり、本当にどうしてよいのかわからず、困っている状態だと思います。

そういった中でですね、救える子供は救ってあげたい、笑顔を取り戻させてあげたい。子供に寄り添う、親に寄り添うことのやっぱ

り体制を整えるべきだと思いますが、そういったことに関しては、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

先ほど、るる、現在学校で取り組んでおることを説明させていただいたんですが、やはり成果が上がってないということはもう現実でございます、学校、私どもを含めた取り組みが、まだまだ甘いというふうには感じております。

やっぱり、言われたように子供に寄り添う、また褒めるボイスシャワーという言葉やられるんですが、非常に重要でございます、今年度から、佐川中学校校区で新たな取り組みを始めました。まだ始めたばかりでまだ成果が出ておりませんが、佐川中学校校区であります斗賀野小学校と佐川小学校、そして佐川中学校、この3校が県の指定を受けまして、県から指定に従って、加配の教員も斗賀野小学校に1名、佐川中学校に1名配置していただいて、その先生方がいわゆる中一ギャップで不登校になる子供を小学校段階から防ぐ取り組みをしていこうというのを、今年からスタートしております。

その中で、やはり、小中学校が9年間見通して、共同でやっていこうと。小学校段階でやったことが中学校へつながっていく、そういう取り組みをしようということで、ことしスタートしたばかりですが。基本的には小中学校が生徒指導の3機能と言われております、自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を抑制する、この3つを柱にして取り組みを今、進めている最中でございます。

まだまだ今年度スタートしたばかりで成果は出ておりませんが、この取り組みをしっかりとやって、新たな不登校を発生させない、そういったものにしていきたいと思っておりますので、また、議員の奥様には、私どもおうかがいしております。不登校の子供の支援をしっかりといただいており、非常にありがたく思っておりますが、学校でやれることには限りがありますので、いろんな面の御支援もいただきながら、特に今、町内全ての学校で、学校支援地域本部事業がスタートしております。学校支援地域本部事業で、そういった支援をいただきながら、学校としてもこの新しい事業もしっかり軌道に乗せて、取り組みを充実していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

4 番（森正彦君）

国のほうでも、教育機会確保各方法が成立しておりまして、28 年 12 月 7 日ですか、国のほうでも不登校者を支援していくということでございます。松浦議員が言っておりました夜間中学のこともこの中に出ておるわけですが、本当に、不登校、大変な状態でございます。小学校から中学校までの、ということですが、保育との連携、保育のほうから既にこうサインを出しておる子供がいるということも聞いております。できるだけ早い機会にですね、芽を摘んであげることが非常に大事じゃないかというふうに思うわけでございます。

本当に、不登校はさまざまな要因があり対応が難しいわけですが、今、その子供に手を差し伸べてないとですね、その子供が一生心から笑顔を失う可能性があるわけでございます。大人になっても引きこもり、成人の引きこもりになってですね、仕事にもつけない、家庭も持てない、そういうことになれば、本人ももう本当に暗い人生になってしまうわけですし、社会にとっても大きな損失となります。

そういったことに関してもですね、教育研究所で研究し、そして支援センター、このことに関しても十分調査をしてですね、体制を整えていっていただきたいと思います。

それともう 1 つ思うのは、関係者がもっと専門家の意見を聞いて、勉強をすべきじゃないかと。本当に、忙しいでしょうけれどもですね、やっぱり、まだまだ勉強が足りないではないかと思うような対応があります。やっぱり勉強して、その子供子供に合った対応をしていく、そしてケースに応じた相談先を持っておく、そしてその相談先へつないでいく、それはもう町の人材では専門的になるとなかなか難しいので、そういうつなぎという部分もしっかりやっていく、親へのアドバイスもしていく、そういうことをすべきではないかと思います。

大変難しい問題ですが、子供とその家族が笑顔でいられるようになりたいと思います。特に、関係者がもっと勉強する、あるいは専門家の意見を聞く、そしてその学校支援の先生ですかね、その先生たちにも十分勉強する機会も与えていく、そういうことが大事じゃないかと思いますが、最後に教育長、もう一度お願いします。

教育長（川井正一君）

専門家のアドバイスを聞くというの、非常にこれ重要でございます。現在、スクールカウンセラーがどの学校にも入ってるんですが、大体月4回程度入るようになっております。その中で、学校ではその気になる子供を見ていただいて、この子にはこういう支援が必要ですよとかいうアドバイスをいただいております。

そういうのとはまた別に、先ほど申しました新たな佐川中学校校区の取り組みでは、県の臨床心理士で、スーパーバイザーであります濱川先生に定期的にアドバイザーとして入っていただくようにもなっております。

その中で、個別支援会議を各小中学校合同でやる、そしてまた学校別でもやる。その場でそういった濱川先生みたいなスーパーバイザーのアドバイスもいただくと、いうようなことも今年度から取り組めるようになっております。

やはり、専門家のアドバイスをいただき、それをもとに、それからさらに心の教育センターへつなげていくとか、あるいは医療につなげていく、そういったことが必要ですので、今後とも、引き続きそういった方を活用して、取り組みの充実を図っていくようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。個々の子供たちのケースカンファレンスやる、そしてそのカンファレンスの結果をやっぱり教員とかが全体で共有して、全体、チームとして当たっていく。そういったこともすべきやと思います。本当に、悩んでいる子供、親を1人でも救えるように、17名がだんだん減っていけるように、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、28年度決算について、お伺いします。

議案説明会の折に、監査の講評もいただきました。特に問題があるとも、私は思いませんでした。しかし、決算というのは、私が言うまでもなく、町民にとっても大変重要なことであります。政治とは、税金の使い方をどうするのか、だと言う人もいます。みんなから預かった税金をどう有効に使うかということになるということです。

町民が安心して暮らしていくことに対しての課題があり、その課題にどう対処、対策するかで予算があり、それに向かって1年間執行してきたということでございます。その結果が決算であります。

そこで、執行者としての到達度合いを自己評価していただきたいと思います。よろしくお願いします。麻田課長、答弁をお願いします。
総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。私のほうからは、一般会計の決算についての自己評価ということでお話しをさせていただきたいと思います。

平成 28 年度の決算につきましては、例年と比較いたしまして、大型の予算ということになった関係で、決算自体も大きな決算の額になっております。内容につきましては、適切に執行しましたことによりまして、子供が安心安全で健やかに成長できる施設、そして地域活性化のための集落活動の拠点施設、そして災害時等の緊急事態に備えるための施設などの整備ができておりまして、幸せなまちづくりの実現に向けて進むことができたというように自己評価をしております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。答弁書をつくっていただきましてありがとうございました。このことに関して、町長も思いがありましたら、町長、答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。予算として、年度当初に 70 億を超える予算を組ませていただきまして、その後、補正も組みながらですね、大きな予算ではありましたが、住民の皆さんからいただいた税金を無駄にすることなく、しっかり執行できたのではないかなというふうに思っております。

ただ、平成 29 年度に繰り越しとなった大きな事業もありました。霧生関の防災拠点の整備もそうです。とかの集落活動センターあおぞらの建設も 29 年度になりましたが、繰り越して、今、現に執行しているものもあります。もう執行済みのものもありますが、それも含めて 28 年度に、ぜひ佐川町の皆さんに喜んでいただきたいという思いで、組み立てをした事業につきましては、しっかりと執行できたというふうに思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。私も、大体そのようなふうに思われます。次にですね、決算から読み取れる課題、それは何でしょうか。教えていただきたいと思います。どなたでも構いません。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私が、町政運営、かじ取りをさせていただくようになってから、初めて実質的な収支が赤字になってます。決算をして基金に積んでいますけども、繰り入れた基金のほうで数字的に多いもんですから、年度を見ると赤字になってます。初めてのことです。これから、ますます社会保障関係、医療費も含めてですね、福祉にかかわる費用が増大するだろうなというふうに思っております。

限られた予算をどのようにメリハリをつけて執行していくのかってというのが、これから5年、10年の中、大変厳しく求められてくると思います。全てやればいいんですが、やれないものもあります。仮に住民サービスをもっと丁寧に幅広くということになると、その分、ひょっとしたら、皆さんからいただく税金を増やさないといけないかもしれません。そういう状況であります。

また、公共施設の維持管理計画を立てました。この庁舎も、設備関係の修繕がもうまったなしの状況になっております。今までつくってきた施設を長寿命化、長きにわたってちゃんと使えるようにするために、修繕をかなりしていかなければなりません。道路もそうです。橋梁もそうです。その維持管理に係る費用を、どのように計画を立てて、毎年毎年いくらの予算を組んで、しっかりと修繕、改修をしていくかっていうことを、計画にのっとって確実に進めていくということが大切になってきますので、全ての分野においてバランスを考えながら、メリハリをつけた予算を執行していくということが大切な、本当に厳しい時代になってきたなということを実感しております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。本当に町民の皆様にはさまざまな意見があります。それを全部実現するというのは無理な部分もあります。今後、私たち議会のほうもその辺は理解しながら、なおやはり町民の声をぶつけていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、最後になりますが、町営プールへの幼児の入場についてお伺いします。

現在、町営プールへの幼児の入場は、保護者が水着になり、その上プールに入らないと入場できないことになっています。子供が主

に遊ぶ外のプールは、水深も浅く、保護者がプールに入らなくても十分安全性は確保できると思います。

ことしの夏も猛暑続きで、水遊びの大好きな子供たちにとって、町民プールはなくてはならないうれしいありがたい施設であります。水質の関係もありまして、川では遊ぶことができないこともあるわけでございます。夏休み中にですね、町民プールで小学生と幼児を連れた祖母と見られる人が入場を断られ、すごすごと帰っていました。子供たちは、さぞがっくりきたことだと思います。

また、子供用の浅いプールでも、水着で外で見ていると、入ってください、入ってくださいと、強く指導をしていたようであります。そこまでしないといけないのか疑問に思いました。そこまでしなければいけないのでしょうか。

最初にですね、私が見たようなお話でしたが、ほかの人に聞いた話でございます。そこまでしなければいけないのでしょうか、お伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、町民プールの利用につきましては、幼児利用について、保護者1名に対し2名以内。そして、保護者の方も必ず水着着用の上、幼児から離れないようにしてください、という内容で、指定管理者が定めて運営を行っております。

こういうこともございまして、佐川町では幸いにして重大な事故等は起きておりませんが、先月、埼玉県の実験保育園では、プールで水難事故があつて園児が亡くなるという痛ましい事件も起きております。

子供にとって、なかなかプールという非日常の場所へいきますと、いつも以上にはしゃいだり、思いがけない行動をするということもございます。事故はそういったときに起こりやすいものでございまして、近くにいないと、例えばおぼれているときに、子供は声も出せませんので、おぼれていても気づかれないまま水難事故に遭うということもございます。

プールに監視員はおりますが、特に幼児は、必ず親の手の届く範囲で遊ばせ、目を離さないことが事故を防ぐためにも重要なこととなりますので、御理解をいただき利用していただくようにしております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

確かに、水は危険でございます。しかし埼玉県の場合ですね、確か片づけるために現場を離れていたということでございます。

その浅いプールですね、保護者がそのへりにいてですね、それでもいかんのかと。そこにおる人、声を上げればすぐ助けれる、それから監視員もいるわけですから、しかも佐川のプールはそんな大きくないわけです。そこまでしなければいけないか。水着になるということに関しましては、年のいった祖母なんかは水着は持ってない人が多いです。また女性は水着になりたくない人もおると思います。

それなら親が来たらよいじゃないかって、しかし両親は仕事へ行って来ることはできない、そういう子供は祖父や祖母がいても水着で水に入れないということであれば、子供はプールに入れない。本当にそこまでせんといかんものなのでしょうかという疑問が湧きます。

全国に公設のプールはたくさんあると思います。それほど危険なものであれば、全国のどこのプールもですね、保護者は水着に着がえて水に入るという規則を構えているのでしょうか。お伺いします。

教育長（川井正一君）

県内の公共施設で、幼児用のプールを構えているところがいくつかございます。土佐市のいやっしー土佐、それから高知市のヨネッツこうち、それから高知市の総合体育館の室内プール、ここにはいわゆる通常のプールもございますが、幼児用の浅いプールがございます。その公の施設におきましても、幼児の利用時は保護者同伴で、保護者も水着着用ということになっておりまして、やはりどこも安全面、とにかく事故は起こり得るものだという前提に立って、特に幼児についてはそういうような利用の方をお願いしておるというふうに私どもは聞いております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

安全は本当に大事なことです。佐川のプール見ても、それほど本当に危ないんかなあ。何かこう、責任回避が先にあるというに思えてならないわけです。全国では、そこまで規制してない施設もある、インターネットで調べたらあります。もう、改善の余地はないということでしょうか。お伺いします。

教育長（川井正一君）

現在のところ、子供の命を守る、を最優先にこういう対応をさせていただいております。また、県内の、同じように幼児用プール持

っておる公共施設でも同じような対応をされておるといふようなことを考えますと、現時点でこれを直ちに撤廃するということは考えておりませんが、難しいところかなと。責任回避とおっしゃられますけど、責任回避というよりも、とにかく事故を絶対起こさないという、そういう前提に立った対応だという御理解いただきたいと思っております。

実は私も経験がございますが、南国市に民間の、同じような幼児用のプールがございます。私も夏休みに孫を連れて行きましたけれども、やはり同じく水着着用で、保護者も中へ入ってくださいというようなことを、そこもそんな大きなプールじゃございません、20メートル足らずの小さなプール、幼児用、まさに。やはりどこも事故は起こり得るんだという、この前提に立った取り組みをしているところがあるという以上は、私どもとしては、現時点では引き続き現在の対応をとらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

わかりました。それぞれの見方、考え方があると思いますので、変えるつもりはないと、安全優先と。安全を優先することは非常に大事なことでございます。

この問題はこれで質問は終わりたいと思いますが。

なお、このことは通告してませんでしたけど、佐川町内の河川で子供が遊泳することの禁止みたいなのは、何か規制はしてますでしょうか。

教育長（川井正一君）

学校のほうから、プールを利用してくださいと、まず小学生は。ということでお願いしてるはずですよ。それから、あと中学生の場合ですね、特に尾川橋の近辺で、ファブリダムにちょっと上がってファブリダムに迷惑かける状況もありますので、それは絶対しないようにということで、学校を通じてお願いもして、また私ども補導センターの職員が定期的に、夏休みの期間は尾川橋のところは行って、監視に行ったりしております。

基本は、できるだけ小学生は学校のプールを利用してください。ただ、保護者と御一緒にですよ、例えば、当然、仁淀川へ行ったりとかいうことございますので、全てが禁止しておるといふわけではございません。

4 番（森正彦君）

どうもありがとうございました。答弁ありがとうございました。
これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（藤原健祐君）

以上で、4 番、森正彦君の一般質問を終わります。
ここで、25 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 12 分

再開 午後 2 時 25 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
引き続き、12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋でございます。議長のお許しをいただきましたので、
通告いたしていただきました 5 件ほどの質問をさせていただきます。しか
し、通告の 2 番と 4 番は内容が関連していますので、同時に進行さ
せていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議会初日の町長の行政報告や本日の質問された 3 名の方と
重複する点がありますが、通告いたしましたので順次質問をさせて
いただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 問目にいたしまして、このたび尾川・黒岩チーム合同ソ
フトチームが全国大会で全国優勝されましたことに本当にお喜び
申し上げます。日本一となられた推移としましては、素晴らしい指
導者に恵まれたことは言うまでもなく、小学生のときからともに親
しんだ仲間たちが部活を通して育まれた人間成長は、多くのボラン
ティアの人によって支えられながら、選手とサポーターの心が一つ
になり、快挙となったことは佐川町民にとっても名誉のあることで
す。

そこで、こうした子供たちの全国大会へ出場する場合は、何かと
出費の多いことでしょうし、また保護者としての負担ももちろん多
いと思われますが、また、ともに支援者たちにも町として何かの支
援策ができないものでしょうか。話に聞きますと、ともに出場した
池川・仁淀中学校ソフト部へは教育委員会から選手たちが使うバス
代、宿泊代 170 万円とのことで、佐川町は全体で 3 万円とお聞きい

たしておりますが、現状と、そして今後のことについてお答えをください。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。中学生が部活動のため全国大会へ出場した場合は、佐川町立中学校部活動に係る大会等派遣補助金交付要綱の規定に基づき開催県に応じて助成をしております。

先ほど、3万円というお話がございましたが、団体の場合はですね、北海道、東北地区の場合は5万円、それから関東から沖縄までの間は3万円というになっておりまして、今回、九州でございましたので3万円という助成になっておりました。

こういった状況の中、町内のPTAのほうから、中学生の全国大会出場に対して助成額を増額してほしいとの要望がございまして、私どもとしましては近隣の市町村の助成状況を調査の上、来年度予算に向けて補助金交付要綱の改正を検討したいと考えております。以上でございます。

12番（今橋寿子君）

御答弁いただきましてありがとうございます。まず3万円いうたら、私なんかも話を聞いて、いや一まあ気の毒なぐらいに思うたことですが。募金とかいう応援はさせてはいただきましたけれど、今後、やはり小さい学校は保護者の一人一人の負担というか、どうしてもソフト部へ入らな事がいかなですわね。そういうような、入れるような家庭環境じゃなくって入って、皆と一緒にやらないかんというから、できるだけそういう意味での支援をしていただいて、一つの、子供たちの教育支援という一つの形もありますので、よろしくお願いします。

次に、全国学力テストの結果についてお伺いいたします。町長の行政報告で少しお話もお伺いいたしましたが、通告いたしましたので、今後の学力テストの課題もあるのではないかと思いますので、提案を兼ねた質問をさせていただきます。

新聞報道によりますと、高知県の全国学力テストは小中学生ともにワーストクラスであるとのことですが、私は、全国学力テストの結果のみに一喜一憂することではないと考えています。子供一人一人の能力はそれぞれ違いますし、個性もあります。能力を発揮できる時期も異なりますので、長い目でしっかりと対応する必要があると考えています。

そのためには、小学校、中学校の義務教育の基礎知識を学ぶ環境として、いわゆるハード面と、先生方の質と申しますか、子供たちをどう理解するか、常に子供の心に向き合うよい先生に出会わせてあげることだと考えていますので、先生方そのものが学識だけにとられすぎないように、まず研修等で先生方の器づくりにチャレンジしていただきたいと考えています。

また、これからは学識よりも人間力、いわゆる生きる力を培う環境づくりが大切です。そのためには、先人たちが文教のまち佐川として築き上げてくださった経過を検証されるのも大切ではないでしょうか。

佐川町には、今も多くの先人たちが学ばれた伊藤蘭林塾や名教館、そして県下で一番最初の図書館だという川田文庫も少し形を変えて残されていますので、目に見えるもの、目に見えないものは感性で捉えながら、今後の図書館建設にも参考になると考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。議員おっしゃるとおり、全国学力テストの結果で一喜一憂ということは、私どもはしておりません。ただ、子供たちに必要な基礎学力、これをしっかりつけて、そして次のステップである高校へ進学していただくと。そのための取り組みをしっかりとする必要があるというふうに考えております。

全国学力テストで測定できるのは、学力の特定の一部であるという認識は、これはもう全ての教員が持っております。そういった中で、日ごろの学習活動を通じて子供たちに生きる力を育む、これが大事だという認識で取り組んでおります。

また佐川町の場合、先ほどおっしゃいましたように、代表される方は牧野富太郎博士であったり、田中光顕さんであったりするんですが、偉大な先人を多数輩出しております。そういった、いわゆるふるさとの先人、偉大な先人に学ぶ、これは非常に重要なことだと思いますので、森議員さんの御質問のときにも町長がお答えしましたが、やはり、ふるさと佐川のことをしっかり子供さんに知っていただく、そういった教育を、教育研究所を立ち上げて体系的にしっかりできるようにやっていきたいと思っております。

また子供たちがそういったことをやる前提として、やはり教員自体も、佐川のことを知っていただく必要がございます。毎年、教員

は人事異動で 20 名前後、ほかの地域から佐川町へ転勤してまいります。そういった教員に対して 8 月に一日、日を設定いたしまして、佐川町のいわゆる上町地区を中心に、佐川町の歴史的な部分、そこをしっかりと教員にも見ていただいて、佐川町はこういう、いわゆる歴史を持った町だということを認識していただいて、先生方にもふるさと教育にしっかりと向かっていただく必要があるということで、そういった取り組みもやっております。

教員も含めて、研修等でしっかりとそういったことができるように、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

先ほどの質問は、森さんとか前の方の議員の皆さんが御質問されることによって、町長の御意見もお聞きしておりましたのでこれくらいにしますが、新聞にもね、町長のことが出てましたので、切り取っておりますが、やっぱり教育所の、中身の問題はまたこれからいろんな、佐川なりの教育所を設立していただけるものと思いますので、この質問はそれで終わらせていただきます。

すみません、ちょっと残りましたけれど、先だって高知新聞と一緒に、こういうチラシをいただきましたが、未来にかがやく子ども育成型学校連携事業がスタートということで、その見出しで斗賀野小学校の校長先生とこの新聞の販売所の濱田さんと佃さんが一問一答式でお話しされたことがこれに書いてありますが、町長も教育長も皆さん読まれてますでしょ。ね。そしたら、内容はこれをそのまま受け取ってよろしいですかね。

教育長（川井正一君）

この内容、未来にかがやく子ども育成型学校連携事業ということで、高知新聞さんの販売店さんが折り込みで投げ入れてくれてました。この中身は、先ほど森議員さんの御質問でお答えしました佐川中学校校区での取り組みの内容でございます。佐川小学校校区でございます。斗賀野小学校、佐川小学校、そして佐川中学校 3 校で、この小中 9 年間を見通した生徒指導をやっていこうと。そういったことを通じて、不登校の改善にも取り組もうという内容でございます。

これは、ここに書いてありますとおり、各月、目標を定めまして、例えば 4 月は、気持ちのいい挨拶をしよう。5 月は、仲間とのきずなを深めよう。6 月は、家庭学習に取り組もう。7 月は、一学期を

振り返ろう。こういったことを小中学校3校が、もう共同して一緒にやっていこうということで、この取り組みに対して佐川販売所の佃さんのほうが、実は学校支援地域本部事業の、佐川中学校がことし始めたコーディネーターをやっていたいております。そういった立場からも応援しますという御主旨でこういったことをやっていたいたんじゃないかというふうに考えております。

今後、この取り組みをしっかりとやりまして、不登校の改善にしっかりつなげていきたいと思っております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

そういう、地域に教育の応援団というかサポーターがいらっしゃるということは、また改めてありがたいという気持ちと一緒に、この、先ほど町長が、ほかの議員とのお話し合いのときに、英語より日本語のよさをとということでお話しされておりましたが、私自身もこの、聞きます、というこのキャッチフレーズを改めて読ませていただいて、私自身もそういう気持ちが大分薄らいでいたので、ちょっと反省とともに読まさせていただきました。こういうことを、やはり子供たちに、いろんな形で日本語のよさを学ばせてあげることも大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、今、これは月別にこういう行動を起こすということを目標にして動かれるということを言うておりましたが、やっぱりその月だけじゃなくって、やはりその一つ一つを継続されていくのも大事なことだと思いますので、ぜひそういう意味で、子供たちの応援団になっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、牧野公園リニューアル 10 年計画は、住民と行政の取り組みとして一気に町内外からも注目されるようになりました。

その背景には、牧野博士の佐川町に対する貢献は、町民のアンケートで佐川町の宝の 1 番に挙げられていたことでもあります。その宝物に少しずつ光が当たり始めているのだと考えていますが、今までには、商工会によって学生と一緒に取り組まれたシャッターペイント、牧野博士の生家の復活、尾川の稚木の桜を住民の力で宇宙桜として我が子のように育てて牧野植物園にも進呈されたこと、加茂のバイカオウレンツアーや斗賀野の虚空蔵山のササユリの保存、5 年前に富太郎伝として草木の人の劇団公演もされたなど、いろいろと地道なそれぞれの活躍とともに、牧野富太郎生誕 150 年に向けて

取り組まれた富太郎弁当、聖地を歩くツアー、商工会による富とみ券の発売、司牡丹の清酒「花と恋して」の発売、またNHKのプロフェッショナルに出ておられましたイギリスの方で、日本で御活躍のガーデニングの一任者のポール・スミザーさん、植物ハーブ研究家のハーブ療法士のベニシアさん、それぞれの御講演はチケットが足りないくらいで困ったほど、桜座は満員でした。お客様の感想は、100%近い満足でした。

このように、この流れとともに、オンリーワンのまちづくり佐川に拍車をかけなければと思っていたときに、この8月16日に、はなもりC—LOVEのボランティアの日に、中西繁さんにお目にかかることができました。中西さんは、洋画家で世界的に活躍されている方で、日展の審査員等もされている方で、普通では私たちのような庶民にはなかなかお目にかかれない方だそうですが、ただ私たち牧野富太郎先生の崇拜者としての接点として出会うことができました。

高知県の観光特使になられているとのことで、これからは坂本龍馬の次は牧野富太郎と世界に出すというお話等、その中で、今、牧野博士にまつわる映画をつくるという企画をされているそうです。その中に、牧野公園はもちろんです、公園から見おろす佐川の町並み、佐川の風土をとてもお気に入りられて、喜ばれながら私たちに心の躍るようなお話をしてくださいました。

またその日、牧野公園リニューアル10カ年計画に御尽力くださっている島根県の竹田さんが、麒麟館で、それも偶然出会われて、意気投合されて牧野博士の生誕160年に向けて、牧野サミット等や映画の内容を具体的にお話しもされたとのこと。中西さんは、早速に中西画伯のブログに載せて、佐川のお宝をいっぱい発信して下さったとのこと。

佐川町としては、町外の牧野博士の崇拜者の考えをどのように受けとめられているのでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

今橋議員の御質問にお答えいたします。牧野富太郎博士生誕160年につきましては、西暦でいきますと2022年になろうかと思えます。今からいきますと、約5年ぐらいということになりますけれども、町と、行政といたしまして、現時点です、その生誕160年に向けての具体的な計画、考えがあるわけではございません。

ただ、150 周年、150 年のときにはですね、かなり大がかりな 1 年をかけてのイベントをさせていただきました。関連官民合わせてやりました。

先ほど、今橋議員さんからですね、中西さんですか、それから竹田さんの話もお伺いしましたけれども、仮にそういう具体的なですね、計画というものがあるならば、今、チーム佐川推進課としては、そうした正式なお考えというのをお聞きはしては不是いですが、例えばそういう企画があるんであれば、町としてお考えをですねお聞きさせていただき、何か、町行政のほうでですね、協力なり何なり、できるものがあればさせていただきたいなあというふうに、現時点では考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

やはり人の出会いには偶然もありますが、やはりチャンスもあります。せつかくこういう人たちのすばらしい、人脈のあるすばらしい力量のある方に会えたことを、ぜひこの機会に生かしていきたいと思いますので、ぜひ前向きにお考えになっていただきたいと思います。

特に、今、佐川町が目指している佐川まると植物園構想は、植物愛は人間愛と幸福論を説いた牧野博士の置き土産でありますので、その思いに沿った多様な町民が自分の参画できる場所に参加して、オンリーワンのまちづくりができるものと考えています。

今でもポール・スミザーさんが牧野公園を散策中に、流暢な日本語で「イギリス人がこのシダやコケを見て、この町を訪れたらよだれが出るでしょう」と言った言葉が耳から離れません。

この言葉を回想していると、数十年前に私が国際交流のお手伝いをさせていただいたときに、アメリカの御家族に民泊させていただきました。そのときに、尾川の石組みの棚田を案内させていただきました。皆さんは、棚田を見てとても感動され、片言の日本語で、私のつたない運転にもかかわらず「もっと奥に上ってほしい」と言われましたので、小奥の上まで御案内をさせていただきますと、谷川の水のきれいさや、小鳥のさえずり、風の流れ等を全身で体感されたのでしょう。「アメリカにはこのようなところはない」と言われて、その場をなかなか離れようとされませんでした。

また夕食は、住民の人が山菜、イタドリなどを食べさせてあげたいと言って、まだ佐川は寒いのでまだ生えてないので、多少須崎の山

へ行ってとってきて、また同時に大きなカツオを仕入れてきて、塩たたきを実演してくれました。私たちが準備をしていたお肉は見向きもしないで塩たたきを喜んでしっかりと食べて、山菜も大好評でした。帰国した後、棚田や山里の風景をバックにされた写真をアルバムにしてお手紙と一緒に送っていただきました。

こうした体験のもと、日本の国の豊かさは、小さな山々、谷、津々浦々で営まれている多様な暮らしなのです。今、都会の若者もローカル指向に、田舎暮らしが多くなってきています。まるごと植物園の構想は、今の時代の先駆けの取り組みだと考えています。特に、佐川町は、昼、夜の温度差が大きく、大きな気候は新高梨、佐川茶や山椒餅、甘栗、イチゴ、ニラ、地乳等、特に佐川町は多種多様の果物や農産物がつくられています。特に尾川地区の水はきれいで、棚田は、次の世代に残したい農業遺産でもあります。また、斗賀野地区の美しい風景に魅せられて、少しずつ移住者も増えています。

しかし、厳しい部分もあります。大型農業、団地化などにもハードルも高く、中山間気候にも適合されない田畑もありますので、山野草の植栽等の勉強もしながら、中山間の環境保全として、対策をつなげていかなければならないと考えています。そのためには、行政の役割として、チーム佐川だけではなく、それぞれの課と情報を共有して、それぞれの課が自分のこととして自分のできることをみずからトライしていただきたいと考えていますが、皆様のお答えをお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今橋議員おっしゃられたそのオンリーワン、その総合計画の別冊のほうだと思いますけれども、佐川の未来の楽しみ方ということで、一番最初にまちまるごと植物園の取り組みをしております。その中に、例えば書かれている町民の方々の取り組みとして、山野草を育てる植栽会、そういったものに参加しようとか、あるいは、それぞれに玄関前にすね花を植えたり、あるいはイベントに参加をしたり、散歩をしたり、バイカオウレンの散策会、見学会、そういったものに参加をするとか、いろんなその取り組み方の一例が載っております。

まず、チーム佐川推進課といたしましては、まずは牧野公園の整備を進めながら、まちまるごと植物園に向けて、そういった町民みんなの楽しみ方を含めて、取り組みを進めているところです。

役場の中といたしましては、そういった取り組みを、中ですね、例えば教育委員会、具体的には各中学校が連携した鉢上げの講習会であったり、植栽会、それから尾川地区では、地域と尾川中学校が連携した集落活動センターたいこ岩での植栽会を実施したりと。あるいは健康ウォーキング。これは健康福祉課と連携をして、もちろん地域も連携してですけれども、牧野公園をルートに設定をしたりであるとか。あるいは牧野公園の情報といたしましては、毎週ボランティアの方々に整備をやっていただいていますけれども、その状況につきまして、町内のネットワークのほうで各課に情報を写真つきです、こういう状況になっていますというふうな情報の共有等もさせていただいております。

そういう中で、各課がそれぞれ事業を実施する中で、まちまるごと植物園、牧野公園の取り組みとして連携ができるものであれば、各課も連携して事業を実施しているというふうにチーム佐川としては認識をしております。

12 番（今橋寿子君）

町長のお考えもお聞きしたいのですが、町長、御答弁いただきませんか。

町長（堀見和道君）

4 年間いろいろな御質問また御提言いただきましてありがとうございます。きょうも御質問いただきましてありがとうございます。まちまるごと植物園に対して、各課の取り組み、連携がもっと進めばいいんじゃないかという質問に対する答えでよろしいかと思えますので、そのことについて答弁をさせていただきたいと思えます。

現時点で、少しずつではありますが、それぞれの課、横断的な連携ができつつあります。これを継続的に取り組んで、よりその輪を広げて、町全体で植物に対する幸せなまちづくりが進んでいけばいいなと、そのように考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

特に、次は産業建設課にお伺いいたします。今、山野草の薬用効果が評価されている今日、食糧や医薬品など、人間生活に活用できるものを有用植物として、大学や研究機関と連携して牧野植物園等で牧野富太郎ゆかりの植物機能を牧野ブランドとして化粧品素材等に生かしたいとの取り組みをされているとのことですが、佐川町としては連携はとっていらっしゃるのでしょうか。

中山間の産業として積極的にかかわっていく必要があるのではないかと考えていますが、こうした政策はあるのですか、お伺いたします。また、その必要性はどのように捉えているか、お聞きいたします。

産業建設課長（公文博章君）

今橋議員の御質問にお答えいたします。山野草のことですけれども、県内では恵まれた自然環境、多様な地域特性を生かしまして、さまざまな作物が栽培されております。また地域には古くから自生している薬草もたくさん、県内では三千種以上あると言われております。また、牧野富太郎博士が研究された食物についても、たくさんあります。

御質問、山野草ということで、今橋議員のおっしゃられていることは、自生している山野草、それについて価値をつけていく産業としての活用はできないかということで、産業建設課への御質問だと思います。今のところ、その山野草につきまして、農業の施策として該当するものはございませんでした。ただ、まだ私も、まだ勉強不足というところもございますので、今後チーム佐川推進課や、ほかの役場の中の課と連携するなどしまして、山野草への理解を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

今、産建の課長さんも高知から帰ったばかりで、なかなかこういう自然のところで生活されてもないでしょうから、また分野が違う部分で大変御苦労されると思いますが、ぜひ今、人の出会いというものを最高に生かしていくためには、ぜひ今、佐川町がこのことについて、もっともっといろんな角度から勉強しながら町おこしをしていきたいと思いますので、ぜひ、若い力で、またいろいろ私たちにも御指導していただければいいような立場になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私も、この出会いをどんな形で自分ができるかなと思いゆう中で、いろんな今までかかわってきたことをいろいろ自分なりに分析しているんですが、今、私も年も年になってきているので、うちの裏山へもバイカオウレンの里をつくっていききたいということで、次の世代へ残してあげたいという思いで今始めたばかりで、といいますと5年ぐらい前から取り組んでいるんですが、やはり牧野先生が残してくださったことは、いろんな角度から見たときに、子供たちの生

きる姿に影響していくし、人間の生き方そのものにすごく教えをいただける事業ではないかと思いますので、ぜひ、そういう場面でも、それぞれの課がいろんな知恵を出し合って、連携をとっていただきたいと思いますと考えております。

それで先だっていろいろな資料を、今までにいただいている資料を見てましたら、平成12年11月に佐川町有用植物商品化モデル開発製品の流れということで、医療関係と連携していくこと。佐川町の篤農家と種を育てること。それから園芸勸奨部門では、フタガミさんと連携していくこと。またそれを食の形ではレストランで利用することとか、町内食品加工メーカーと、特に司牡丹などと連携していくこと。いろんなものが、企画というか、審議された資料がありました。

けれど、これは植物の聖地構想の案として出ておりましたが、これをつくるのにも、いろんな方のお力も借りながら時間を共有してきたものが、時間も費やしてきたものがあると思いますが、これが後々へ引き継いでいくためには、これを生かしていくためには、もうひとつそれぞれの課に頑張っていただかないともったいないと、これが最終的には、最終的には、やはりまるごと植物園につながっていくんでしょうけれど、この仕組みのことは、町長はこの流れを御存じでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。存じ上げておりません。以上です。

12番（今橋寿子君）

そういうことをお聞きいたしまして、またこれから、私も自分の立場でできることはさせていただこうと思いますので、ぜひ、行政の皆さんが知恵と力を出しながら、また私たち住民一人一人もボランティアを兼ねたりしながら、また学ばせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、最後に、町長の公約についてお伺いいたします。

議会の最初に町長の行政報告があり、御自身の反省も含めて選挙のときに挙げた公約をおおむね実現されたとのこと。私は、少し厳しい質問になるかと思いますが、もう少し別の形で確認をさせていただきたいと思います。

4年前、高知新聞の「ただいま修行中」の蘭に掲載されていましたが堀見和道さんのことを読ませていただき、早速に堀見さんの同級

生を介して町長候補にとしてお願いをいたしました、一度お断りをされましたので、他の候補者を探すことに専念をしていました折、同級生から、改めてふるさとに貢献できれば考えてみてくださるという御連絡がありましたので、早速数人とお会いすることになり、きょうに至っております。

そのとき、私たち議員も同日選挙でしたので、講演活動や選挙運動にも余りお手伝いもできませんでした、御本人は麦わら帽子をかぶってみんなでつくろうチーム佐川のリーフレットを持って、1軒、1軒回られていました。

その情熱と若さと行動力に、町民の皆さんの期待を受けて1期目が今、終わろうとしています。議会1日目の行政報告の中でも1期の反省の気持ちもお伺いいたしましたが、リーフレットに書かれた3つの約束の成果をお伺いいたします。

3つの約束、1つ、3つの約束を必ずやり遂げます。1つ、約束の1つ、佐川町役場の経営改革をします。わくわく仕事ができる雰囲気をつくります。これに対してはいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私自身、公約と思ってるのは、選挙期間中にお配りさせていただいた法定ビラだと思っております。後援会活動の中のリーフレットも紙で出てますので、討議資料として今橋議員の質問にお答えさせていただきますが、役場の改革が、私の想定どおりいったかどうかというのを私がなかなか評価をするのは大変難しい部分があります。おおむね、いい方向に行ってるんだろうなとは思いますが、まだまだやるべきことはありますので、そういう意味では少し足りない部分もあったのかなあというふうに思います。

ただ、人づくりといいますか教育といいますか、組織づくりというのは、3年や4年で簡単にできるものではありません。継続をしてやっと成し遂げられるものですので、この4年間の中ではやり遂げたというふうには思っております。以上です。

12番（今橋寿子君）

今、このわくわく仕事ができる雰囲気をつくりますというのは、今、町長が言われたこともありますでしょうけれど、まず私から見るときにはまだ「わくわく」じゃなくて、「わく」のような気がしますので、ぜひ、もう一つ皆さんが「わくわく」できる雰囲気づくり

に精進していただきたいと思います。

次に、2つ目の約束、町の皆さんの声を本気で聞きます。各町内に出向き、直接対話をします。一つ一つ聞きますが、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。それぞれの地区に出向きまして、声をよく聞かせていただいたと思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

3つ目が、町の地場産品をみずから売り歩きます。トップセールスで海外に直接売ります。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町の地場産品のことをしっかりと勉強していく中で、いろいろ海外にも販売どうですかという話聞きましたが、なかなか海外まではという声もありました。海外に直接売るということには至っておりませんが、仮に、佐川町内の生産者の皆さんの中で、海外に売りたいと、海外に販売をしていきたいという声があればですね、その海外に販売するチャンネル、ルートはもう既につくり上げましたので、それはしっかりと話を聞きながらですね、今後の課題として取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

先ほど町長が言われましたように、商品売るということ、でも商品がなければ売れませんわね。だからやはりその商品をもっと育てることのほうにも御尽力いただいて、まず、やはり地場産も含めて、これから牧野の植栽も含めて、いろんな方で商品をつくる、というか育てるところへも力を注いでいただきたいと思います。

それで、と申しますのは、やはり1期では物事は何もできません。けれど、その町長の若いエネルギーで成るものも成ると思いますのでそういう意味で、叱咤激励の意味でこの質問をさせていただいておりますが、もし、特にこの4年間のうちに宿題という形で、気になるものがありましたら、教えてください。

町長（堀見和道君）

お答えします。宿題ですか、課題ですか。

すいません、宿題って、学校の宿題を思い出しまして、与えられる

もんだというふうに捉えてしまいましたが、4年間の課題としましては、4年間でやりきろうと思ったことはかなりできたんじゃないかなあと思っております。その結果がなかなか足りないなあという部分もありますが、当初やりたい、4年間でやり遂げようと考えたものにはしっかりできたというふうに思っておりますが、やはりその地域のことですか、役場のことですか、組織のこと、もう全て人ですよ。ものづくりをする、商品づくりをする、商品をつくりたいと思う人がいるかどうかなんですね。私が商品を開発して、私が工場へ行ってつくるわけではありませんので、つくりたいという人がいていただかないことには役場としてサポートもできないんです。

人を発掘をしたり、人を育成をしたり、人を確保したり、全てこれから人口は減って行く中で、佐川町が日本でも一番、世界でも一番幸せな町になれるかどうかというのは、佐川町にいる人がどのような人間であるのか、どのようなすばらしい人間性を発揮できる人たちが佐川の町を守り続けられるかということにかかっていると思います。

教育、国家百年の計という話もあります。長い長い時間をかけて教育、人づくりっていうものは、しっかりやらなければならないと思っておりますし、私自身もまだまだ未熟ですので、私自身を磨き上げるためにも長い年月をかけて、いろいろな人の話を聞きながら、教えていただきながら、人間性を高めていきたいと思っております。

この、人のことに関して言いますと、これは永遠の課題だと、長い長い課題だと思っておりますので、これはどのような立場においても、どのような仕事をして、私のずっとの人生の中の一つの大きな課題、大きなテーマとして取り組んでいきたいなあと思っております。4年間やってきまして、これが一番大きな実感でございます。以上です。

12 番（今橋寿子君）

御答弁ありがとうございます。先だって、食育の会が文化センターでございました。やはり人づくりのものは食育からということも提案をいただいて御教示いただいたのですが、そのときにおいでた大塚先生、やはりいろんなことをしかけても、首長によって、せっかく築き上げたものが、政治家は上手言うけれど、政治がかかわったときに首長がかかわったら、今まで築き上げたものがなくなって、

大変な状態になりましたという1つの例を挙げてお話しをしてくださいました。

それで、最後、私は町長はお見えになるのかなと思っておりましたが、さすが、やはり佐川町のしょく、3つしょく、まずその食、それから職業の職、それから林業の植、3つを柱にやっていきたいというお話もお聞きしていたですので、来てくれたことがすごく、私もそうですけれど、そこに集まっていた、特にその主催を主にやってくださった生活改善推進協議会の皆さんがすごく喜んでくださいました。

その後に、大塚先生と町長の、お会いできたらということでお話しさせていただいたら、喜んで会ってくださって、そのときの会話を横から聞いていたときに、すごい、食の大切さをまた町長は改めて感じ取ってくださったと思います。やはり人間が生きていくのにはその基礎である食、食べてこそ成長していく力になっていくものです。今後もしそういうことを心がけてリーダーシップをとってくださるとは思いますが、その大塚先生が言われますのは、私たちに向かって「いろんな首長とお会いしたけれど、こんなに若くてやる気のある人はなかなかお目にかかれませんか。あなたたちは得ですね」というて言うてくださいました。

私もそういう意味で、4年前に、町長が、若い力が帰ってきてくれるという気持ちに、本当にありがたいという思いがあります。そして今後もその思いをずっと、佐川が日本一、えい幸せなまちづくりという御旗を掲げてくださって、頑張っていただけることを御期待いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

それで、最後に私も御挨拶、一言御挨拶をさせていただきたいんですが。私の、5期務めさせていただいた質問に対して、町長初め執行部の皆さんが真摯にお答えをいただきましてありがとうございました。男女共同参画や牧野博士の宝物の質問には、皆さんがきっと、またかよと思われながらも再度再度にわたり質問をさせていただきました。

それは子供のころ、先人が教えていただいた「失敗は成功の始まり」「継続は力なり」という格言の言葉を糧に、私は頑張っただけです。しかし、時折、2回、3回の質問に移るとき、内容が少し遠回りすることもあり、議長にも注意をいただきました。こういう形で自分なりに頑張ったつもりですが。

まだまだ力不足ですが、この席にいらなくてもまたいろんな形で、一住民として頑張らせていただきますので、執行部の皆さん、特にこれからまた上がって来る議員の皆さん、ぜひ、執行部と両輪になってしっかりと日本一幸せな佐川町にさせていただけることを願ひまして、全部の質問を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（藤原健祐君）

以上で、12 番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会をすることに決定しました。

次の会議を、12 日の午前 9 時とします。

本日は、これで延会します。御苦労さんでした。

延会 午後 3 時 20 分